

会議名 平成25年度入札監視委員会・第2回定例会議

日時 平成25年11月28日（木）

10:00～16:30

会場 水戸合同庁舎 501会議室

（あいさつ、委員の紹介等については省略。）

道路改良工事

○説明者 ××、私、××と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。それから××、××でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。では、失礼いたします。

○議長 1番目は、発注箇所は××ですね。

○説明者 はい。

○議長 はい。よろしくお願ひいたします。

○説明者 はい。それでは、着座のまま失礼させていただきます。それでは、ご提出させていただきますました資料に従いまして、ご説明させていただきます。

番号は1番でございます。1ページ目、審議事案説明書をご覧ください。発注機関名は××でございます。入札方法が一般競争入札、工事名が××、道路改良工事でございます。工事種別は土木一式工事、工事場所が××でございますして、道路の名称が××でございます。工事場所についてご説明いたします。21ページをご覧ください。

××計画平面図という図面があるかと思ひますけれども、横長にしてご覧いただきますと、下半分が陸域、西側になります。それから上半分が海、東側となります。中央にちょっと海のところに長方形といひますか、矩形の図形が描かれていますけれども、これが××の計画を表しています。図の上側に横方向に直線的な構造物がありますけれども、これが××でございます。図面半分から下ちょっと細かい等高線が示されている部分、陸域ですけれども、ほぼ中央部がいわゆる××の開発区域でございますして、道路が若干半円形のような形状の道路がございますけれども、そこに囲まれた部分が××でございます。この中で工事区間と赤で表示されておりますけれども、その部分がこの工事の工事場所でございます。道路工事ですけれども、この道路は××という名称で、××計画に位置づけられております××施設でございますして、××背後に、××で取り扱われる貨物を扱います倉庫群などが立地しております××関連用地、あるいは××、あるいは××というような大規模な工場が立地しております工業用地、これらと××を結びつける機能、それから、そのほか××と背後の幹線道路があります、例えば××であるとか、県道の××であるとか等を結びつける重要な道路でございます。

この路線が丘陵部を通過するこの今回の工事の区間は、地盤の高さが道路計画より

も高いために、土砂を撤去する必要があるまして、その次のページをご覧くださいますと、写真が2枚載っておりますが、上の写真が施工前、下の写真が施工後ですけれども、粗造成されているところの部分の土砂を撤去して、土砂を撤去したことによってできる斜面、法面をきれいに成形して、雨水などによって侵食されないような保護工法を行い、それから雨水を排除するための排水溝を整備するといったようなことが、この工事の内容でございます。1ページに戻っていただきまして、上から5段目の欄になりますけれども、工事概要でございます。工事概要は工事延長が274.9メートル、土工事で扱います体積が3万3,000立方メートル、法面工の面積が5,880平方メートル、法面排水施設の工事延長が570メートルでございます。工事の概要、あるいは積算の概要につきましては、2ページから4ページまでにお付けしております。それから5ページから8ページまでに入札公告、それから9ページから16ページまでに入札説明書をお付けしております。

その概要でございますが、1ページに戻っていただきまして、入札参加資格といたしまして、入札参加資格者名簿に登載された土木一式工事の格付けがSまたはA等級であること。それから茨城県内において過去10年以内に国、地方公共団体及び公団等が発注した道路改良工事を元請けとして施工した実績があること。それから次に掲げる基準を満たす主任技術者または監理技術者を対象工事に専任で配置できること、ということで、1級または2級土木施工管理技士の資格を有する者、監理技術者にあつては監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。××、××のいずれかに建設業法に基づく主たる営業所、本店があることなどいたしました。

また、入札参加資格設定の経緯及び理由でございますけれども、この工事は××道路改良工事ということでありまして、後でご説明しますけれども、予定価格が約7,600万円ということで、3,000万円以上の工事であるということから、一般競争入札実施要領に基づいて一般競争入札として執行いたしました。入札に当たっては、予算の適切な執行、あるいは他の工事との工程調整のために、年度内に完了ができ、適正かつ安全に工事を進めることが求められているということから、資格要件に施工実績等を付しました。この条件のもとで、当時、応札可能業者は調査の結果29者ということでございました。平成23年8月31日に公告を行ったところ、26名から入札参加資格確認申請があり、確認の結果26名すべてが参加資格ありと確認されました。

一番下ですが、入札の経緯及び結果でございます。同年9月21日に開札いたしまして、その結果は、入札参加者は参加資格が確認された26名中3名が辞退をしまして23者でございました。落札者は××、予定価格は税抜き7,218万円、これに対しまして入札金額は税抜き6,400万円、落札率が87.6%でございました。それで契約金額が、その上にありますけれども、6,720万円、これは税込みの金額でございます。17ページをご覧くださいますと、その際の入札結果であります入札書取書をお付けしております。それから18ページが、茨城県公共工事の入札契約内容等の公表に関する実施要領に基づきまして、契約後に公表した契約内容でございます。それから19ページが、同じく変更契約内容の公表、それから20ページが工事成績評定結果でございます。この工事は平成24年1月末に完成しまして、その後、別工事で道路の舗装工事を施工いたしまして、供用されております。ご説明は以上でございます。

よろしく審議のほど、お願いいたします。

○議長 初めの方もしゃって、なかなかイメージがあれだとは思いますが、ただいま説明をいただいたことについて質疑応答等をして、入札等のやり方が適正だったかどうかというようなことを、こういう形で判断をしていくというようなプロセスになります。それでまず、口頭での説明及び事前に配布をされた資料をご覧いただいた上で、ご質問ございましたらお願いいたします。

○委員 細かいことですが。

○議長 はい。

○委員 18ページと19ページで、18ページが契約金の内容等が書かれていて、それで19ページで金額の変更ということですが、最終的にはあれでしょうか、この18ページの契約金額6,720万円プラス次の19ページの増分、これがプラスされた形での最終契約と考えてよろしいでしょうか。

○説明者 はい。そういうことでございます。

○議長 よろしいですか。

○委員 はい。

○議長 ほかはいかがでしょうか。じゃあ私のほうから。特にこのケースがというわけじゃないんですけども、入札とか工事の時期についてですが、この説明書では年度内の完了ということで書かれていて、実際は1月に終わってその後の道路の工事ですかね、をやって、年度末で供用できる状態になったというお話だったと思うんですが、なんというのか、8月から9月の時期に入札をやって、その後年末くらいにかけて工事ということで、年間のスケジュール的には特に問題なくだいたいこういう感じで工事のタイミングが進んでいく、あるいは入札のタイミングが行われるということでしょうか。

○説明者 この工事はまず、いわゆる国補事業、国庫補助事業でございまして、通常ですと、国の、その年度の事業が決まって、内示される、あるいは決まってくるのが年度始めでございまして、その後、国の補助金の交付の手続き等を踏みますと、早ければ6月あるいは7月ぐらいから執行できるような形になりますけれども、やはり8月、9月というところにピークが出てくるということがございます。それからさらにちょっと一つこのケースに関しては特別な状況が、平成23年9月ということで、震災の年でございました。3月に震災がございまして、年度が始まって、県内の××、かなり大きな被災を受けました。そういったこともありまして、これもだいたい、ほかの一

般の年でもこういうスケジュールになったかとは思いますが、そういう特殊な事情も若干あったということもあります。

○議長 つまり通常よりちょっと遅くなっているという感じですかね。通常より。

○説明者 若干。

○議長 若干。はい。分かりました。要するに、国補だと通常6～7月くらいから予算執行できるので、通年でいえば7月くらいに入札が行われるというようなスケジュールで動いていると。いろいろな震災後ということもあって、工事が必要だったかと思うんですけども、同じような時期にたくさん工事があって入札が行われたということはあるのでしょうか。その中の一つということでしょうか。

○説明者 はい。まずこの道路ですけれども、先ほどの図面を、ちょっと見づらくて恐縮ですが、21ページの図面をご覧くださいますと、この工事区間というところの8ミリくらい上のところに、横方向に道路状の表示がなされているかと思いますが、これが××の延長から一般道路に下りたところから、××という幹線道路がございまして、これの供用が平成24年の6月を予定されておりました。そのアクセス道路という位置付けもございまして、全体としてはその工事のスケジュールに合わせて施工してきたということになります。したがって、関連する工事がそういった関係でそこに集中したということはあるかもしれません。

○議長 そういう意味で同じような性質の工事があつたとすれば、競合したとか、なんていうんでしょう、それだけ、例えば競合するというか入札の参加者というのがそのことによって増えたとか減ったとか、何か影響はありそうですか。可能性の話ですけども。29者が応募可能で23者が応募されているということで、多いほうだとは思いますが。

○説明者 そのことで参加者が減るような影響を受けたということはないと思います。

○議長 はい。ということでちょっといろいろ私がしゃべりすぎましたが、どうぞ皆さんのほうからこんな感じで。

○委員 これ途中で契約変更して追加みたいなのしているんですね。

○説明者 はい。

○委員 それはどうして。

○説明者 項目の追加は基本にございませぬ。18ページの形で当初契約をいたしまして、

工事を進めてまいりました。その過程の中で工事の数量で、土の工事で、土の工事数量は3万3,000立法メートルということで、非常に比較的規模が大きいということもありますし、工事を進めていく中で、施工する土の量が当初調べた量と若干相違があったり、あるいは掘削した結果、法面の土質、例えば砂が多い土質であるとか、あるいは粘性土が多い土質であるとか、そういった土質の種類が当初想定したものと違って、法面の処理をする方法が若干部分的に変えざるを得なかったとか、そういったことがいくつか出てきました。それによって安くなった工種もあれば高くなった工種もありまして、結果的に19ページの514万5,000円の増という結果になっております。

○委員 要するにそうすると、19ページに挙がっている変更の理由と出ていますけれども、それは侵食防止のところだけではなくて、ほかにもいくつか項目があって、代表的なものとしてこれが挙がっているというようなことですかね。

○所長 はい。

○委員 それに対応するものとしては3ページの内訳表のところでは侵食防止、3ページの真ん中のあたりで侵食防止工と書いてあって、細別内訳で侵食防止シートというのが書いてあるんですけども、この変更の理由の主なものはこちらに該当する、それ以外にも先ほどの話だといくつか変更した箇所があって調整した。そういうことでしょうか。

○所長 はい。そうです。

○委員 分かりました。もう1つなんですけれども、審議事案説明書のところで、入札参加者が23者になって、ほか3者が辞退したというのがあるんですけども、それはどういうふうなことなのか、ちょっと分からないので。札を入れたけれどもやめたという意味なのか、どういう意味なのか、その言葉自体がよく現実にどういうことを意味しているのか分からないので、説明してください。

○説明者 この辞退の3者につきましては、先ほどご説明申し上げた通り、工事について参加したいということで、参加の申し込みまではいただいていたんですけども、その後、先ほど申した通り、審査した結果、参加資格がありということでこちら通知をして、その後、入札3日間期間をとりまして入札をお願いしますといった時点で、辞退ということで提出がございましたので、それについては電子入札で辞退という届けだけで、理由とかそういったものはございませんので。

○委員 理由がどうのこうのというより、どの段階でやめたのかというイメージが分からなかったのです。入れてからやめるというふうな結果みたいな話なのか、それともその前のところで辞退しますという話なのかという話。

○委員 いいですか。

○議長 はい。どうぞ。

○委員 その辞退したという会社さんというのは、次回のときの評定というか評価に影響するとか、そういうことはあるんですか。次回の参加のときに。これ、等級を付けますよね。S等級とかA等級とか、その会社さんで等級とか。そういうのにも。

○説明者 まったくそういったことには、影響はございません。

○委員 出ないんですか。そうすると、これ結構、予期せぬ感じだということはないんですか。今回は3者なんだけれども、もっとどんと減ってしまうとか、例えば工事が重なって何かの理由で辞退されたんだと思うんですけども、そういうことというのは、要するに県のほうとして予定外のことになるような恐れはないんですか。大丈夫なんですか。参加資格者が、要するに20者くらいは見込んでいたのが、ぐんと減ることによって、ある程度入札の制度自体に対しての影響とか、そういうことにはならないんですか。金額の出方とか、そういうことには。通常は。この程度でと言うのは変ですけども。

○説明者 私の経験上は3者辞退というのは多いほうでございます。通常はいったん、この工事に参加したいということで申し出があった場合は、ほとんど辞退ということはないと。これまでの経験です。

○委員 それと、もう1点。工事の成績表という結果表というのが20ページに出ているんですけども、評定の78.9という数字なんですけれども、これって一般的な数字なんですか。これ、意味がちょっと、どのくらいが、平均的な数字。

○説明者 一般的な数字です。80点というのがかなりいい点数です。

○委員 いいほう。

○説明者 いろいろな項目で評価するような形になっていまして、出来栄だけではなくて安全管理とか施工状況とかですね。一般的に80点くらいはかなりいいほうでして、報奨の対象になるような、そのときに参考にするような点数です。

○委員 工期とかも関係するんですか。工期が早く終わるか。早く終わればいいというものではないですよ、多分。出来栄にも影響してくるでしょうし、そうではなくて付け方をするんですか。

○説明者 一般的には工期以内に終わるものです。

- 委員 終われば。早いとか遅いとかは。工期がめいっぱいかかるとかかからないとかというの、あまり関係ない。
- 説明者 そうですね、物にもよるとは思うんですけども、こういう工事に関しては割と早く終わるケースが多いです。
- 委員 そうですか。
- 説明者 早めに終わってくるという。
- 委員 かなりこれ早いんですよ。3月。年度内完工を目指していたんですよ。
- 説明者 いえ、当初の契約でいきますと、12月31日の完成時期としていました。
- 委員 12月の年末の話。3月いっぱいという意味ではなくて。
- 説明者 私が年度末というふうに申し上げたのが不正確でした。
- 議長 説明書の文章の中に、「年度内完了を目途に実施する」という表現があるんですけども。
- 説明者 それはあくまでも。
- 委員 そうすると。概要書は12月31日までの100日間ですね。工事起工概要書の中でうたっているのは。23年の12月31日までを目指していて1月の30日に完成。
- 説明者 いろいろ進めていく中で、先ほど申し上げたような変更が出てきたので、それも含めて適正にできると判断したところが1月31日ということで変更契約をしまして。
- 委員 分かりました。
- 説明者 完成が1月30日ということで、請負業者のほうから通知を受けております。
- 委員 最初の契約の契約金額の内容というのは、入札のこういう金額で入札、札が入れたかということによって決められると思うんですが、変更後の契約金額というのはどういった形で決めるものなのでしょうか。
- 説明者 はい。当初まず発注側がこういう形で施工したいということで、発注側の積算基準に従って積算いたします。標準的に適正に工事をすればこれだけお金がかかるだ

ろうということで設計をいたします。その金額が2ページにございます、これは積算書の概要書なんですけれども、そこに真ん中辺に手書きで付け加えてある金額の欄がありますけれども、起工額ということで7,669万2,000円という金額がございます。これが役所側、発注側で適正と考えた積算金額です。それに対して、一般競争入札を実施しまして決定された契約金額が、6,720万円という金額で決定されました。これで契約して請負の業者さんはそれで工事をその金額で進めていくわけです。それで工事を進めていった結果、先ほどのように若干工事の数量であるとかやり方が若干違ってくる部分がありました。

それは合意の上で、再度発注側で積算をし直します。当然プラスになれば多分この7,600万円プラス増加分の積算金額が出てきますけれども、それをもとにしまして今度は最初に請け負ったときの比率、請負比率とっておりますけれども、その率を乗じまして変更後の積算金額を請負比率でかけてやった金額、それを予定価格、それで見積もり合わせるような形になります。ですから最初の100に対して例えば80でできると言ったことは、変更後もそれは生きてくるという、そういう形になっています。

○議長 つまり、この落札率の率を役所側がこれくらいプラスだろうというのにかけて、87.6%がこの519万プラス価格になると。

○説明者 はい。そういうことです。

○事務局 ちょっと補足を。今、発注機関のほうからご説明したところなんですけれども、今、発注機関のほうからご説明した方法で、やはり当初の入札と同じように発注機関のほうで予定価格というのを作りまして、その金額で契約するわけではなくて、改めてこういう工事の内容で変更しますので、相手方から見積書を出してくださいということで見積書を提出させて、その見積もり額がこちらのほうで積算した額よりも下回ってれば、当然下回ってれば契約ということなので、こちらのほうで積算した額で契約することではなくて、やはり改めてその額が適切か、適正かどうかということで、相手方と見積もり合わせをした上で変更契約をするというふうな手続きでやっております。

○委員 それはこちらで積算した予定価格というのは、契約の相手側にも示した上で向こうにも積算させるという形。

○事務局 当然それはないです。当初の入札の場合は、予定価格は事前公表でやっているんですけれども、変更の場合はそれを見せさせていただきますと、変な話ですけども、その額になってしまいますので、当然それは予定価格は相手方には知らせないで、見積もり合わせをして、その予定価格を下回った額の見積もりが出てくれば、それで契約をするということになります。

○委員 逆にそれを上回ってしまった場合というのはどう。

○事務局 そうですね、再度また見積もり書を出していただいとということになります。

○委員 そうすると下回るのを待つみたいな形になるんですか。

○事務局 そうですね。下回らない限り契約ができないということになります。

○議長 ほか、よろしいでしょうか。

実際この工事の当時は、まだ震災復興の予算とか、そういう工事は入っていないような時期ですかね。つまり業者が、工事がいっぱいやらなきゃいけなくなって足りないみたいな状況はまだないけれども、その後はそういう事態も起こったというような感じはあるんでしょうか。

○説明者 まだ震災、災害復旧事業はいろいろまた別の手続きで、いろいろ調査をやっていた段階だと思われまますので、それほどまだ建設業界が仕事がいっぱいだったという状況ではなかったというか、通常の状態だったと思います。

○議長 その分、実際の参加者が多かったかもしれないですよ。もうちょっとだから厳しくなれば、工事がいっぱい入ってれば、入札参加者がだんだん減っていたとか、そういうことはありますか。

○説明者 それはちょっと分からないですね。

○議長 これは一つのケースですけれども。

○説明者 この時期は一連の応急処置、道路であれば通れるようにするとか、そういうのが一連のやつが終わった後くらいになるんだと思うんです。災害復旧は査定がないとできませんので、査定をやる前なので当然そんなに仕事が多い時期ではなかったのではないかというふうに思っています。

○議長 分かりました。じゃあおおむね国からの補助金を使うというルーティンのスケジュールの中で動けたということですね。はい。分かりました。特に問題ないやり方で入札が行われたのではないかと判断いたしますけれども、その点についてご意見ございますか。よろしいでしょうか。はい。じゃあこの1件目の××の件につきましては、そのような判断をさせていただきたいと思ひます。どうもありがとうございました。

○説明者 ありがとうございます。

道路標示等設置工事

○議長 では続きまして××に説明をしてもらいます。どうぞ、おかけください。

○説明者 ××と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。座って失礼させていただきます。××において発注いたしました道路標示等設置工事の入札及び契約の状況につきまして、ご説明させていただきます。お手元の審議事案説明書をご覧ください。

はじめに、入札の方法でございます。指名競争入札であります。工事名称は道路標示等設置工事であります。工事種別は主に道路標示でありますので塗装工事となります。工事場所につきましては、××管内となります××、××、××であります。続きまして工事の概要についてご説明をいたします。工期につきましては、平成24年5月17日から平成24年7月5日までの50日間で発注をいたしました。

工事の内容は、××の決定による交通規制のための道路標示、交通規制標識等の設置及び大型標識の移設等であります。道路標示は道路面上に横断歩道、とまれの標示と停止位置ラインを、総延長でございますが、長さにいたしまして約4,700メートル標示をいたしました。交通規制標識は一時停止、最高速度等の交通規制標識を59本、道路端に設置する工事であります。交通標識の移設につきましては、横断歩道があることを知らせる大型標識2本を信号機の設置により必要のなくなりました場所から小学校前などの横断歩道のある場所に移設したものでございます。以上が工事の概要でございます。

続きまして、本工事の指名業者選定の経緯及び理由につきまして、ご説明をさせていただきます。××の決定による交通規制の道路標示、交通規制標識の設置等工事につきましては、入札参加資格登録業者のうち、施工が可能な業者が限られておりますので、業者の指名につきましては、予定価格500万円未満は5者、500万円以上1,000万円未満の工事につきましては、6者を指名しているところでございます。なお、予定価格1,000万円以上の工事につきましては、一般競争入札を実施しているところでございます。

本工事につきましては、予定価格が消費税込み809万5,500円でありましたので、指名競争入札の方法により発注をいたしました。指名業者につきましては、お手元4ページの指名業者選定理由書をご覧くださいと思います。指名業者の選定に当たりましては、建設工事入札参加資格を有する業者で施工可能な業者、県内23者ございますが、その業者23者の中から、××管内で多くの施工実績のある6者を選定いたしましたところでございます。選定業者の中に××の業者がおります。業者名、下から2番目のあるところでございますが、これは営業所が本県の××にありまして、××に施工実績のある業者でございます。これらの選定業者は信用度が高く、手持ち工事の状況から受注が可能であり、工事体制が現場に近いなどの地理的条件もよく、技術者、路面標示施工技能士も確保でき、施工技術などの実績もありましたことから、入札委員会による審議をへまして指名しましたところでございます。続きまして、入札の経緯及び結果についてご説明をいたします。指名した6者すべてが入札に応じまして、電子入札により平成24年5月15日に開札をいたしました。入札結果につきましては、5ページをご覧くださいと思います。入札・見積結果情報閲覧（入札書取書）をご覧くださいと思います。入札参加業者は6者であり、最も安い価格の札を入れま

した××が落札をいたしました。金額につきましては、税抜きで709万円でございます。

次に、お手元の審議事案説明書にお戻りいただきたいと思います。資料の最初のページでございます。契約金額は709万円に消費税を加えまして、744万4,500円でありませぬ。落札率は、予定価格が税抜き771万円に対しまして入札額709万円でございますので、92%となります。この入札結果によりまして、××と契約をいたしました。契約の内容につきましては6ページ、契約内容の公表の通りでございます。

最後に、工事の施工状況についてご説明をいたします。まず本工事の施工区域ですが、8ページをご覧くださいと思います。左下です、本ページの左下でございます××管内一円の工事となります。その施工箇所数は、規制標識の建て替えや新設が64カ所、横断歩道やとまれの道路標示の塗り替えなどが97カ所の、合計でございますが160カ所となります。次に、9ページをご覧くださいと思います。この地図は境町の施工場所の一部分でございます。青数字が標識、赤数字が道路標示の施工場所となります。

地図の上部左側に青色のNo. 37がございます。この場所へは、自転車及び歩行者専用の規制標識を歩道へ新設いたしました。10ページをご覧くださいと思います。この写真の上段が施工前、下段が施工後の写真でございます。9ページの地図へお戻りいただきたいと思います。地図のほうの中央に赤色のNo. 120がございます。ここは横断歩道が消えかけていたため、塗り替えを実施した場所でございます。申し訳ありません、また11ページをご覧くださいと思います。横断歩道の塗り替え前と塗り替え後の完成写真でございます。ほかの場所においても同様な施工であったため、写真については省略をさせていただきましたので、ご了解をいただきたいと思います。

工事は工期限内に終了いたしまして、7月4日に完成通知書を受け、7月9日に完成検査を実施いたしました。仕様書の通り完成しておりましたので、同日引き渡しを受けたところでございます。7ページをご覧くださいと思います。工事成績の評価結果でございます。このような様式で業者のほうへ通知をしているところでございます。道路標示等設置工事の説明は以上でございます。審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 はい。ありがとうございます。今のご説明に対しまして皆さんのほうから質問等ございましたら、よろしく願いします。

○委員 よろしいですか。審議事案の説明書の中のご説明で、施工可能業者23者の中から6名指名ということですよ。こここのところの主な中に、6名とかそういう指名をする要件として施工可能業者が限られているということですが、23者のうちの6者にししか対応できないような内容となっているのが、ちょっとまだあまり理解できなくて、もう少しご説明いただければと思いますけれども。施工可能業者、例えば路面標示であるとか、そういったものに対しては、いわゆる施工可能業者がこの23より少なくても、それで特にその中の今までの実績を見ますと6者ということになるんだと思いますけれども、そこの絞り方をちょっと。

○説明者 この23者と申しますのは、道路の標示と標識と両方の工事を一緒に発注しておりますので、その両方を施工できる業者が入札ということでございます。

○委員 それで路面だとかなり少なくなるということで考えてよろしいですか。

○説明者 そうですね。

○委員 どのくらいの。

○説明者 路面だけというのも同じです。

○説明者 路面表示のできる業者も23者であります。

○委員 そうするとその中で今の実績を見ると、かなり絞られてきて6者になるという。

○説明者 ××で発注いたしました実績を見ますと、23者という把握をしております、その中で××に実績のあった6者を選んだということでございます。

○委員 重ねて申し訳ありませんが、その地理的要因がちらっと出ましたけれども、その地理的要因からするともう少しこれは少なくなるんでしょうか。

○説明者 地理的要因も考慮し、その地区に実績のあった業者は6者ということで、今回は6者を指名してございます。

○委員 実績からですね。それは。

○説明者 そうです。

○委員 地理的条件とかいろいろ書いておられるから、そこでちょっと。

○説明者 県内23者施工可能な業者ございまして、県内ばらばらでございますので、ある程度今回の工事の地理的。

○委員 も考えて、その中の実績を持った業者が6者ということで。

○説明者 ええ。

○議長 可能な業者が県内に23ですか。県内23のうち、××管内ということを加味すると6者になったということのようです。

○説明者 はい。

○議長 いかがでしょうか。

○委員 営業所が管内にあるということではなくて、実績が××であるという意味なんですよね。そういう意味ですよね。

○説明者 はい。

○委員 それは条件を例えば営業所とかをその地域とかにしなくて、実績にしたというのは何か理由があるんですか。

○説明者 結果的に申しますと営業所のあるところは実績があるということにはなりますが、××の選ぶ条件といたしましては、その施工する場所の実績がある業者を選ぶという条件で選定しております。結果的に選定した実績のある業者は、その地区に所在のある業者があるという業者になるんですが。

○委員 結果的にはなる。だけどそれは条件にはしなかったということですよ。

○説明者 あくまでも条件としましてはそこの。

○説明者 実績がある業者ということで選んでおります。

○議長 全県で23者というのはちょっと分野としては少ないほうかと思うんですけども、その営業所のあるなしというような考え方は、土木部とはまた違うということでしょうか。

○事務局 はい。そうですね。多分今の××のご説明は、営業所の所在地で選ぶのではなくて、そのエリアで施工をした実績に基づいて選ばれたということで、多分地理的な要因だとかそういったものはよく分かっているからということで選ばれていると思います。土木部でまったくそういう選び方がないのかというと、なかなか一概には申し上げられない部分もあるんですけども、基本的には土木部においては、本店なり営業所の所在地がどこにあるかというところに着眼してといると思います。

○議長 それが一つの要素になっているということで。

○事務局 そうですね。それで地理的な条件だとかそういったものを熟知しているんだということ、業者を指名したり、競争入札の参加資格を設定しているということです。

○議長 つまり部局ごとにルールが違っているということですかね。ほかはいかがでしょうか。

○委員 もう1つよろしいでしょうか。9ページに施工したというプランが書いてありますけれども、このエリアの決め方、工事の決め方というのが、どのようにこういう範囲の設定をしているのかというのがちょっと気になるところで。この範囲が当然広ければ一般競争入札にかかるくらいの数になっていくという、普通見えると思うんですけれども、これを例えば一般にならない範囲というのを意識してこうされているのか、そうではなくて、その××と××の必要な箇所を全部揃えてやったけれども、こういう一般競争入札にならない範囲でできたということなんですか。

○議長 私も同じなんです、つまりまず1つはこの1つの××の管内を一つの単位として工事をやる必要があるのかどうかというようなことと、それと管内でもしやるのだとすれば、どういう単位で年間の中で一つの工事として、つまり同じ年に同様の塗装工事が同じ管内で複数あったのかどうかという辺りを、併せてお伺いしたいんですけれども。

○説明者 道路標示・標識の工事の入札実績は64件、24年度にあったんですが、今回は同じ××管内で発注をかけておりますけれども、このようなことは稀であります。通常ですと地区、だいたいブロックで分けているんですが、××だけではなく、この付近の××だとか、××とか、隣接の××を含めて発注しています。工事が必要な箇所というのは、××が調査したり、あるいは付近の住民の方から、あるいは学校とかいろいろそういう団体からの要望もありますので、それを××で集約しまして、それを××というところがございまして、規制を担当する課なんです、そこで判断をして発注単位というのを決めております。ですから、今回は××管内で、ある程度量が集まったものですから入札にかけたということでございます。××管内のみで発注することも、多少はございます。

○議長 例えば同じ年度に同様の塗装工事がほかにあったということはない。

○説明者 それはないとは言いがたいです。

○議長 言いがたい。

○説明者 64件の発注をしておりますので、××は28しかございませんので。場合によっては、年度はじめと後半とかであった可能性としてはあります。ただ、やる場所は、どうしても危険な場所、例えば、横断歩道が消えかけているとか、ここは速度規制が必要だとか。標識の場合、速度規制が40から50に変えるとか50から40に変えるというのもあります、あるいは30キロ規制に変えるとか。決まったらなるべく早くそこを発注したいという考えがございますので、発注時期をある程度半年も待つとか、2カ月、

3カ月待つというのはなかなか難しいのでございます。

○議長 あともう1点、逆に割と年間を通して広いエリアなりで、もうこの業者にこの値段でとか、そういうような形で一括的に契約をすとかいうようなことはかえって不合理的になりますか。

○説明者 そうですね。やはり何者も入れて競争させることによって競争の原理も働くと思いますので、こまめに入札をやったりして。

○議長 何件も工事が出てくるか分かる。年、エリアによって分からないところがあるということですかね。

○説明者 そうですね。

○議長 もう1点。標識の現物、建てるべき標識のほうの調達の方は、誰の仕事でどの予算でやっているんですか。工事とは別なんですか。

○説明者 この工事の発注の中でやっております。

○議長 この中で。

○説明者 この工事の中で。3ページに内訳が入っているんですが、こちらの路側式標識、標識の補助板、本板柱、支柱とありますが、こちらが材料費です。

○議長 この値段も実際出てくる見積もりは業者によって違うんですか。領収書とかいろいろあってとかいうことですか。

○説明者 年度のはじめに、例えば、同じ標識でも業者によって価格が違いますので、作っている業者から見積もりを取りまして、それに率をかけた一番安い積算の単価としています。

○議長 それぞれ施工業者が取引先があって、そこからいくら仕入れているかということでもたまたま実際の値段も変わってくると。

○説明者 そうですね。

○議長 分かりました。どこか××が一律に管理しているわけではないわけですね。分かりました。ほかはいかがでしょうか。

○委員 補助板とか柱、支柱という金額のところ、だいたい何本くらいの金額に当たるん

ですか。これは合計の金額だと思うんですけども、材料費って。

○説明者 合計でありまして。

○委員 何本を設置されることをおっしゃいましたか。

○説明者 標識は59本です。

○委員 59本。

○議長 材料費だけで1本19万円くらいということですね。(正確には、1本23,000円程度)

○委員 それは適正なんですか。ちょっと、なんというか、そんなに高いものなのかなというようなのがちょっと今、感覚的にあったものですから。

○説明者 単価設定する際に、年度当初決めるときに、見積もりは1者ではなくて何者から取りまして、その中で、同じ仕様で一番安いものを採用して単価を設定をしているところでありまして。

○委員 県内に何者くらいあったんですか。それを作っているところというか。卸せる会社というのは、10くらいの単位はあるんですか。正確な数字ではなくて、もちろん結構なんですけども。

○説明者 10社までは行ってないと思います。

○委員 そうですか。やはり限られてくるんですかね。

○説明者 標識板ですと、アルミの板に標識シートを貼り付けて標識になるんですけども、そのシートを作っている会社は2社くらいしかないと思います。

○委員 そうなんですか。

○説明者 大量に出回るものではございませんので、業者は限られてくると思います。

○委員 はい。分かりました。

○議長 いかがでしょうか。

○事務局 先ほど××と土木部、地域のくくりでちょっとご説明したのを言葉足らずなところがあって補足なんですけれども、施工実績が今回施工実績とそのエリアの中で施

工実績があるかということで業者選定をされていると、××の事案が紹介されておりますけれども、土木部ですね、基本的に本店とか営業所なりがどこにあるかという条件を付けていくと、例えば茨城県内でこういう工事の実績があることとか、それからある特定のエリアの中でこういった施工実績があるということで競争入札の参加資格として、そういったものを設定する場合もございます。ですので、今、ちょっと議長のほうから、それぞれ発注機関があってやり方が多少違うのかというお話も出たかと思うんですけれども、基本的にはまったく同じではないですけれども、そういった本店がどこにあるかとか、営業所がどこにあるかという要素と、なおかつやはりそのエリアがよく分かっているということで施工実績があるということも大事なので、土木部としてもそういった施工実績があるというところで、そういうことも踏まえてやっております。補足です。

○議長 はい。分かりました。じゃあ肝心の入札のやり方等についてですけれども、何かご意見ございますか。途中で交通規則が変わってしまったりして1年に1回まとめた工事にするのは難しいということですね。どうなんですかね、事故とか起こって当て逃げされてしまって壊れてしまったと、そういうときの。

○説明者 そういうときは、もう至急でやる案件になります。

○議長 ありますよね。そういうメンテナンスみたいなことは、またそれぞれというか随意でやっているんですか。

○説明者 そうですね。その場合は随意でやっております。

○議長 もっとこうしたらいいんじゃないかとか、何かございますか。よろしいでしょうか。基本的にはやはり効率性という観点からいけば、できるだけまとめて発注をしてということが言えるかとは思いますが。あるいはエリアの組み方が、ここはたまたまたくさんあったので1つの管内ということですが、実はもうちょっと少なければ広くということですね。それはそれでいいかと思えます。注文を付けるとしたら、できるだけまとめたほうがいいというような感じですかね。いかがでしょう。皆さん。はい。分かりました。じゃあこの件自体については、問題は感じられないかと思うんですけれども、発注の方法について今、申し上げたように、入札というよりは行革の観点からかもしれませんが、できるだけまとめる形で発注をするというようなことが望ましいかと思えますので、そういう付帯意見を付けさせていただきます。

○説明者 今後とも努力してまいります。よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

○説明者 ありがとうございます。

××B1蓄電池室・発電機室整流器部品及び蓄電池交換工事

○議長 それでは、続きまして3件目になりますけれども、××が発注した事案であります××の蓄電池等の工事についてであります。では、同じように説明をお願いいたします。

○説明者 ××でございます。

本工事の入札及び計画運営状況につきまして、発注側の私のほうからご説明をさせていただきます。座ってご説明をさせていただきます。

最初に工事の概要でございますが、お手元の審議事案説明書をお開き願いたいと思います。工事名称ですが、××B1蓄電池室・発電機室整流器部品及び蓄電池交換工事となっております。工事発注の背景でございますけれども、県の××は平成3年に建設をされまして、現在すでに20年以上を経過した状況でございます。多くの設備が経年劣化ということでございますけれども、蓄電池につきましては、通常期待の寿命が5年から7年ということになってございますが、これにつきましては10年以上が経過しておりまして、極板の伸び、湾曲、あるいはその外部の劣化等が見られたものですから、交換が必要になったということで、今回の工事となったものでございます。

工事の種別ですけれども、電気工事となっております。それから工事の場所ですが、××の、先ほど言った××でございます。工期は平成24年の2月の11日から同じく24年の3月21日までの40日間の予定で発注させていただきました。工事の概要でございますが、県の××内の蓄電池室、発電機室に設置されております整流器部品及び蓄電池の交換と、それから既存の部品の処分となっております。

続きまして、本工事の入札参加資格でございます。本工事の予定金額は504万7,619円でございます。一般競争入札実施要領の規定では、一般競争につきましては1,000万円以上と定めておりますけれども、今回は競争性を高めるということで、一般競争入札で実施をさせていただきました。主な入札参加条件でございますけれども、そこに記載されてございますけれども、入札参加資格者名簿に登載されました電気工事の格付けがB等級であること、それから過去10年間に蓄電池の容量250アンペア以上の蓄電池交換実績があること。それから整流器部品及び蓄電池交換工事を行うに必要な1級電気工事施工管理技士、または第1種電気工事士の資格を有する者であること。それから、県内に本店、支店、または営業所等があり、サービス体制が整っているものであることとなっております。

なお、応札可能業者数でございますが、事前にお渡ししました総括表では1者というふうに記載してしまいましたが、今回の工事では電気工事のB等級の業者で施工が可能であるというふうに考えておりますので、当時の入札参加資格者名簿に記載されております県内に本店があるB等級の業者については132者ございましたので、応札可能業者数につきましては、多数確保できていたのではないかと考えてございます。

○議長 この差し替え資料はどこですか。そちらですか。

○説明者 それから入札参加資格設定の経緯及び理由でございますが、今回の発注の内容が整流器及び蓄電池の交換という電気工事なものですから、電気工事に関わる専門的な資格を有する者、それから企業の施工実績については今回の発注と同じような内容規模の工事を過去に行っていることを設定させていただきました。

入札結果でございますが、以上の条件によりまして公告を行いまして、平成24年2月10日入札を行いました。入札結果につきましては、お手元の資料11ページ、入札書取書をご覧いただきたいと思っております。入札参加者は1者でございました。落札したのは××でございますが、落札金額は480万円となっております。なお、予定価格の設定に当たりましては、電気工事に精通している業者から参考見積書を徴収いたしまして、発注標準によりましてB等級の格付で一般競争入札を実施したということでございます。

また、今回一般競争入札における入札者は1者でございましたが、県の財務会計上の手引に基づきまして、入札は有効とさせていただきました。落札率は95.1%でございます。本工事につきましては、契約後の設計変更、工事延長はございませんでした。工事そのものは24年の3月21日に完了いたしました。その際の完成写真につきましては、お手元の資料12ページ、13ページのほうをご覧いただきたいと思っております。説明につきましては、以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長 はい。ありがとうございます。そうしますと、委員の皆さんのほうから何かございますでしょうか。前回の資料では応札可能業者が1となっていたのが、それは誤りで実際は132あったということになっております。

○委員 こういうふうな（応札者が）1者だけというのは頻繁にあることなんですか。

○説明者 ××はそれほど公共事業を発注した実績はあまりないんですが、通常はこういった工事については相当数の業者が入札していただけるものというふうなうちのほうは考えているわけなんですけど、これは推測になってしまいますけれども、当時震災後に東北を中心に異常に業者等が仕事がたくさんあったということと、それから時期的にも年末だったということがあるかというのは、結果的には1者になってしまったんじゃないかというふうな考えております。

○議長 はい。

○委員 私もその辺りが気になるんですが、そこら辺の今の理由以外にも例えば2ページですか、請負の金額と非常にやはり積算してみるとかなり高くなるという中で、予定金額が500万円ちょっとですか。

○説明者 はい。

○委員 そういうことを考えるとやはりこれを受注してもあまり得にならないような、そ

うというような感じに受け止めたんですけれども、そういった辺りは予定金額を設定するに当たってかなりちょっと少なかった、ちょっと低く見積もりすぎたということはないんですか。というのは、これもきっと電気の設備だから、かなりある意味では設備費が高い、設備費ばかりですよ、ほとんど。そうすると設備費でほぼ決まってしまう。いわゆる工事での儲けがない中で、やはりそれが低い値だとちょっと手を出しても応札できないという感じしますけれども、そこら辺をどう見ておられるんですか。

○説明者 事前に3者から参考見積もりを取らせていただいて、その中で低いほうを取らせていただいて、なおかつ予定価格の金額そのものは事前に公表はしておりませんので、金額の多寡をもって入札が少ないということは多分ないんだと思いますけれども、一応事前にそういった形を取らせていただいたものですから、その時点では少なくとも高いですということはないのではないかと思います。

○議長 電池自体は汎用性があるものですか。つまりどこでも使える。

○説明者 私も専門ではないんですが、一般的な電池、こういった蓄電池ということで。

○議長 ではないということですね。ありがとうございます。もう1つ、今まであったものの交換をするということですが、前回の落札とかあるいは納入された業者というのは別の業者さんですか。10年くらい前ですか。

○説明者 手元にはない。別の業者ではなかったかというふうに思います。

○議長 同じ業者ではない。

○説明者 はい。

○議長 はい。電池自体が不足しているとか、そういう状況はないですか。そういうことではない。関係ないか。

○委員 やはりこういう設備だけで、もうなんていうんですか、工事請負のメリットみたいなものの幅が狭いというのはなかなか難しいですよ。だいたい決まって少なくなってしまうというのが多かったような気がしますけれども。ただ1者というのは残念だというのは、感想ですけれども。もっと工夫をいろいろやったら。

○委員 これ、実際の入札したのが1者なんですが、説明書みたいなのをもらいに来たのも1者なんですか。

○説明者 そうです。

○委員 そうですか。じゃあもう、そもそもその段階で皆さんにやる気があったかということだったんですかね。

○委員 前回の工事のときに、10年以上前だと思うんですけども、そのときもやはり非常に入札に参加した業者さんは少なかったんですか。

○説明者 手元にはちょっとないんですが、1者しかなかった話はちょっと聞いていないものですから、多分そういう状況ではなかったのではないかというふうに思いますけれども。

○委員 というのは、先ほどのお話ですと、1,000万円以上のものについて一般競争入札だけれども、今回競争性を高めるために、そういう低い金額の工事であるけれども一般競争入札にしたという話だったかと思うんですが、そうすると目論見がまったく違ったという、もっと多くの方が。

○説明者 そうですね。結果的には逆になってしまったと。

○委員 ということですよ。その点について、通常一般競争入札ではないものについて、こういうふうにあえて一般競争入札にするというような事例というのは、結構多くあるんですか。

○説明者 事例そのものはもちろん××なものですから、実績がうちの部としてはあるいは課としてはないものですから、ちょっと質問については分かりかねるんですが。申し訳ございません。

○委員 これって予定価格ってオープンにしてあったものなんですか。

○説明者 事前にですか。

○委員 はい。

○説明者 事前にはしてございません。

○委員 事前に行っている。

○説明者 していません。

○委員 していない。していないんですね。だから1回目の入札でこれ、予定価格を上回ってしまっただので、2回目。

○説明者　そうです。

○議長　じゃあ参考までに土木のほうで、こういう単発の電気工事業ってあるのかないのか分からないんですが、仮にあるとしたら、やはり一般競争にした場合に入札参加者は少ないですか。急なことなので。

○事務局　土木部のほうは、1,000万円未満は基本的に指名競争入札でやりましょうということで一律にしていますので、ちょっとこのようなケースは、私も以前から見ている中で、なかなか無いケースかと思うんですが、土木部の発注は基本的に電子入札システムで業者さん常に目を光らせて見ていただいていると思うので、なかなかこういうケースはないとは考えております。

○事務局　電子システムのほうで公告していないというのがちょっと。

○議長　公告していなかったんですか。

○事務局　工事の電子入札システムではなかったもので、ちょっとその辺が、注目が集まらなかったのかなと、ちょっとこれは私の個人的な意見なんですけれども。

○議長　ちょっと今、システム上どこに出すかというようなことで工事がなんとかというの、ちょっと今、よく分からなかったんですが。

○事務局　基本的に土木部ですとか、それからこの後も説明がございましてけれども、農林水産部であるとか企業局とか工事の発注が多い部局ですか、こちらのほうは、いわゆる電子入札システムというインターネット上で入札を出したり公告を閲覧したりという、そういう統一的なシステムがありまして、そちらのほうを使っております。それを使いますと、これを業者のほうから見ますと、土木部であろうと農林水産部であろうと企業局であろうと、今、どういう入札が行われようとしているのかというのは一目瞭然といいますか、自分の検索条件さえ設定すれば電気工事は今こういうのが出ているというのが、すべて見ることはできるということです。

ただ、今、最初に申し上げましたように、公共工事の発注が多い部局が使っているということで、それ以外の部局につきましては、電子入札システムとはちょっと違いまして、もう1個で県の発注としましては、公共工事以外にも物品の調達だとか、そういった調達もありまして、それはまた違う、別系統の同じような入札システムというのを使っております。公共工事の発注が少ない部局さんにつきましては、私どもが使っている工事の電子入札ではなくて、物品のほうの電子入札システムを使うということになっておりまして、仮に業者のほうから普段見ている工事の電子入札はいつも目を通していただけたけれども、電子調達のほうまではめったに出ないので、そういったものが、例えば××からの工事がまずそんなに年間何十件も出るということではないので、そちらのほうは注目度が若干少なかったのかなということが、業者側もあ

まり入札の参加がなかったという要因の一つなのかなということです。

○議長 はい。分かりました。そもそも××ではこういう工事が無いことで、不慣れだという言い方は失礼かもしれませんが、そういう条件が重なってしまったということがあるのかもしれませんが、そうすると××だけの話ではなくて、やはり県全体のシステムの問題かなという気もしてきますけれども。ほかにいかがでしょうか。あるいは単発工事ではなくて、もしかしたら同じような工事が県のほかの部局でもあるかもしれないですよね。それをまとめてできないかということは。

○委員 私も言っているんですけども、結果的にはこの1者でこういう形で最終的な請負と契約をやっていた金額を見ると、予測になる前にうまく競争が生じなくて、かえって高めに出去しまうという可能性も十分にあるし、これもちょっと高めに出了のかなという気はしますが、そういったことを考えると、多少なりともやはり場合によっては指名競争入札でもいいかなという、一般競争については努力されたのは素晴らしいと思っていますし、基本的には一般競争が基本だと思いますけれども、場合によっては見積もりよりも見積もりを取ったときの、そういうパターンのほうがよかった場合もあるということは、やはり一応考慮に入れておく必要があるかなという気がします。

○議長 そこはなかなか難しいところですよ。

○委員 難しいですよ。

○議長 はい。ということで、ちょっと入札の方法ですよ、辞退について、どっちがいいとは一概に言えないみたいなこともありますということだと思います。何かコメント、ご意見ございますか。

はい。じゃあ1者になってしまったということで、不正があったということでは決まてないんですけども、やはりもう少し競争性が働くような入札のやり方を××で考えるべきではないかというようなことが一つと、もう一つやはり先ほどの入札システムにしても2本立てになっていてというようなことで、特に不慣れな部局が発注するようになるときに問題がありますので、ちょっとその辺、どこがマニュアルを作ったりシステムをいじっているのか分からないんですけども、少しどこかで工夫をするというようなことが必要じゃないかということで、このケースにとどまらない話ですけども、意見を述べておく必要があるかというふうに思います。じゃあそういうことでよろしいでしょうか。じゃあどうもご苦労さまでした。

○説明者 どうもありがとうございました。

道路改良舗装工事

○議長 それでは午前中もう1件、4件目なのですが、××によります道路改良舗装工事についてです。よろしくお願ひいたします。

○説明者 ××をしております××と申します。よろしくお願ひ申します。対象工事の入札、契約の運用につきまして、発注事務所から概要をご説明したいと思ひます。座って失礼申します。お手元の××審査事案説明書の1ページをご覧ください。

でははじめに工事の概要でございます。工事の名称、××、道路改良舗装工事でございます。工事の種別は土木一式工事でございます。工事の場所でございますが、××でございます。工事の概要でございますが、工事の全体、道路の改良の延長が約205メートルということで、現道の拡幅工事でございます。工事の中身ですけれども、土砂、掘削などの土工の一式、それと道路の路盤ということで下層路盤工、上層路盤工、基層工、表層工、舗装工事、それと排水構造物、347メートルというふうになってございます。

次に入札の方式でございます。当該工事の請負入札額はおよそ2,700万円となっておりますことから、一般競争入札実施要領に基づきまして、一般競争入札方式としております。さらに本工事は現道を拡幅する工事であり、通過車両や自転車、歩行者などの交通規則を伴う安全管理の観点、また施工品質の観点から重要な工事と位置付けております。このため総合評価方式試行要領に基づきまして、総合評価方式を採用してございます。次に入札参加資格でございます。一般競争入札実施要領に基づきまして、工事の種類、規模、施工の実績、技術者の資格、地域性などについて参加資格の設定を行ってございます。具体的には1番目、1,000万円以上に該当する工事ということで、入札参加資格者名簿に登録された土木一式工事の資格の格付けがB等級であること。2番目に、10年以内に同種、または類似工事の実績があること。3番目に一級土木施工管理技士等の資格を有する者を専任で配置できるものであること。4番目ですが、工事現場である××、また隣接します××、××に本店があることとの条件をしております。この条件に適合し、応札が可能な者としましては、××で17者、××で12者、××で5者、併せて34者が想定されております。

入札の経過と結果でございます。ご説明しました入札参加条件によりまして公告して、平成24年10月9日に入札を執行してございます。入札公告につきましては、資料の6ページから10ページ、また入札に当たっての説明につきましては、11ページから19ページ、先ほど骨子の部分で述べましたけれども、そのようなことを公告してございます。入札参加資格確認者は3者ございましたが、うち1者は技術資料の提出がなかったため、結果としては、入札参加者は2者となっております。結果として××が2,400万円、税抜きですけれども、落札してあります。予定価格に対する落札率は93%となっております。22ページをご覧ください。22ページに総合評価方式に関する評価調書というのがございます。横長のものがございます。

落札者の決定に当たっては、入札価格とともに、中段にございます落札者決定基準による技術評価点、満点は110点となっておりますけれども、これをもとに決定してございます。最下段のところは総合評価結果というのがございます。応札者、××につきましては、入札価格が2,570万円、技術評価点が107.5点ございました。それに対し

まして××は、入札価格が2,400万円、技術評価点が108.1点となっております。これらから算定します評価値の大きなもの、そこに数式が挙げてありますけれども、そのような式を出しまして、評価値が大きな者である××が落札決定してございます。工事につきましては、平成25年4月30日に無事完了してございます。27～28ページに道路の起点、終点からその工事の着手前と着手後の写真を掲示してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長 一般競争入札の総合評価方式による事業であるということですが、いいですか。やはりこれも入札の参加者が2者ないし3者ということで、34者が可能だということからすれば少ないと思うんですけども、何かそのことについて考えられる原因、要因というのはございますでしょうか。

○説明者 工事、10月、工期が入っているんですけども、9月に入札するとき、この時期、ちょっとこの規模の工事が立て込んでおりました。10件ほど9月に、上半期の前期に工事を発注するという大きな目標がありまして、9月に少し集中しております。集中しますといろんなところに応札しますので、技術者の確保や、自分の本当に可能なところを絞り込む業者さんもおります。少しそういうのがあったのかなという点が一点です。それと本工事の場所なんですけど、××というところで、2～3キロするともう××というような山間部で、非常に××の中心部からも不便なところであることも事実でして、工事現場に行くにしてもなかなかちょっと制約条件があるのかなという状況でございました。

○議長 やはり工事現場が遠いとかなると参加者が減る傾向というのはあるんでしょうか。

○説明者 工事の場所にやはり近いほうが機械、現場に等々でも楽だという会社は多いと思います。

○議長 どうぞ。

○委員 いいですか。1ページ目の説明書の中でも書いていますが、総合評価でやっておられるんですね。その総合評価の効果というのはここの中でどう考えたらよろしかったか。ちょっと難しいかな。質問が。22ページで結果出ていますよね。

○説明者 まず、今回の場合はというと、入札価格を見ていただくと、お金の低い方の者が最終的に取られていると。お金でも××が低いところですよ。それと技術評価点というのも××のほうが若干ですけども上回っています。特に技術の評価点で、お金の逆転したというようなことがなかったという結果になってございます。大きな差が出ているのは、その上にいろんな施工実績等々が反映します。有資格者の確保、現場代理人の確保ということで、これで1点差がついています。結果的にはどういう人を配置したのか、配置できるのかということところで、差に出たという感じだと思います。

○委員 3,000万円以下で総合評価をされているというのには敬意を表しますが、こういうのがそれとうまく評価が、やはりこれは大事だというのが一つ私も期待したいし、それともう一つそれが逆にこういう応札者の少ないところにつながるということはないと考えてよろしいですね。

○説明者 これまで3,000万円以上の対象ということだったんですが、昨年度から1,000万円以上に一般競争を下げ、一部総合評価を導入しています。馴染みという感じからいいますと、去年はやはりなかなかBランクの工事業者にとってみるとちょっと大変だったのかな、慣れないのかなという話はあると思います。

○委員 やはり業者さんも書類を揃えるとかそういったところに手間暇がかかるということと考えて。

○説明者 技術資料がちょっとということですね。

○議長 もう少しくどいようで申し訳ないですけども、先ほど9月期に工事が立て込んだというような話をされていて、やはり同じように総合評価でやられたこともあるのかなと思うんですが、工事の規模で求めるランクが違うとは思いますが、やはり1,000万円下げて総合評価でという、ちょっと厳しくなったということで、躊躇されるというか、参加者が減る傾向がやはり見られましたか。去年の。

○説明者 指名という12者ということですが、すべてについてどうだったのかという話になると、実質として少し少なくなっているようです。多い場合は10者云々という話がありますけれども、片手まで行っていないというようなこともあります。工事の内容、時期、場所とかの話によってかわっていることは事実です。一概に数が増えているという話ではないと思いますけれども。

○議長 いかがでしょうか。

○委員 よろしいですか。22ページの落札者決定基準というところの数値と、下の評価結果の欄にあるんですけども、ちょっと教えていただきたいのは、決定基準というのは、これは最高点でそれぞれの項目が3点、1点というのは最高点という意味ですよ。110点満点という意味ですよ。

○説明者 そうですね。

○委員 標準点というのは、2者とも100点満点ということもあるという意味ですか。この標準点というのはどういう点なんですか。一番左側の欄にある標準点というのは。

- 説明者 参加資格者にすべて与えられている点数なんですけれども。
- 委員 そういことですか。Bランクでということ。
- 説明者 この条件に適して応札する資格があるという、ここには技術点としてまずベースックとして100点があると。
- 委員 そうい意味ですか。
- 説明者 はい。
- 委員 なるほど。じゃあ100点以下ははっきりいえないという。
- 説明者 そうです。
- 委員 ですね。いや、107点と108点という、点数の差としては小さいですけども、そのベースを抜くと7.5と8.1だと。
- 議長 7か8かというところですね。
- 委員 大きいのかなと。そこら辺もちょっと見え方の問題かと思ったんですけども。それで結果的に工事成績評定というのがありますけれども、ここが低いところが取られましたね。結果的に。
- 説明者 ここでいう工事成績評定、3点というのと2.6点という形ですが、19ページをちょっとご覧いただければ。19ページに評定の算定方法というのがございます。先ほどの工事の成績という話ですけども、ここで何が書いてあるかという、過去5年間に行ったそれぞれの会社の工事成績の平均点は何点くらいですかというのを、5年の、どのくらいの工事成績だったのですかというのを記録がされています。この持ち点を平均化して、一番多いところは3点満点というように、この算定式から算出してございます。必ずしも道路改良工事の点数ではなくて、××だったり、××だったり、過去5年間にやった工事の平均的な力という意味です。
- 委員 よろしいですか。あともう1点。追加になっていますよね。追加というか変更。その辺りもうちょっと詳しく説明をしていただきたいと。
- 説明者 工事の変更をしてございます。工期の変更と工事の金額の変更をしております。まず大きな工期の話につきましては、当該工事、××というところ。今、××が××工事を平行しております。路線全体でやっております、そこの工事場所の工程が当初の区分けより時間がかかってしまったということで、1カ月ほど工期が延び

てございます。それと工事の価格の話ですけれども、残土の運搬距離の変更によるものです。工期が延びたりうまくタイミングが合わなかったものですから、当初予定していた場所ではなく、別な場所に持っていかなくちゃならなくなったということで、運搬の距離がちょっと長くなってしまったということで、変更が生じております。あと個別の数字的な長さが少し長くなったりということでの変更であります。

○議長 落札者は本当に地元の業者さんということですね。これ。

○説明者 そうですね。

○議長 ××なんですね。

○説明者 そうです。はい。

○議長 ほかに皆さまいかがでしょう。

○委員 いいですか。ここの262万5,000円増しで、当初の想定が残土締め切り44万円くらいしか出ていない、これがどのくらいの違いになったんですか。0.3キロから9キロ。

○説明者 残土処理が、当初の額で40万円ちょっとだったのが、180万円です。

○委員 予定していた搬出先というのは、県のほうで探して指定するものなんですか。

○説明者 そうです。

○委員 そうなんですか。業者さんが要するに自ら、うちの計画ではこちらで受け取っていただける予定となっていますとか、例えば。そういうことではなくて。

○説明者 情報としてはいただくことはありますけれども、基本的にはどこの工事現場で使ってくれということを県が指示するという形です。

○委員 そうすると責任という言い方はあれなんですけども、そうすると県の予定していたところが受け入れが不可能になっちゃったのでというそういう時期があるということですか。

○説明者 そうです。業者さんが自分で話していたとか都合が悪くなっちゃったので、自分の都合のいいところに持っていったという話ではございません。

○委員 そうですね。分かりました。

○説明者 指定処分ですので。

○議長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。じゃあちょっと追加的に25年度の年末になっていますので、逆に先ほど総合評価で額を下げてちょっと躊躇があったんじゃないかという話がありましたけれども、年度が変わって今年度は少し状況が変わってきているみたいな実感はありますか。

○説明者 補正等で工事の件数も増えてきました。経済対策という話もあって上半期は結構工事の件数が増えているせいもあって、そんなに、1者、2者というのは少なく、やはり片手くらの感じの応札が多いという感じはしてございます。

○議長 業者さんのほうが慣れてきた感じはありますか。

○説明者 提出の話については、パターンが一応分かってきましたので、特にこれが分からなくてという話は少なくなっていると思います。

○議長 工事件数が多くてという別の要素があるということではない。分かりました。じゃあいかがでしょうか。手続きとか手順自体には特に問題は感じられないんですけども、何か追加的に挙げておく意見はありますか。特になしですか。よろしいですか。はい。じゃあそういうことで法的な問題を感じるとか特に指摘するところはないということでもとめたいと思います。じゃあご苦労さまでした。

○説明者 ありがとうございます。失礼します。

土質改良搬出工事

○議長 ちょっと時間を早めて午後の議事を再開させていただきます。

早速ですが、5番目の一般競争入札の案件に入りたいと思いますが、発注機関の××のほうからご説明をお願いします。

○説明者 ××の××と申します。よろしくお願ひ申し上げます。申し訳ないですが、座って説明させていただきたいと思ひます。

お手元の資料のNo. 5ということでございますが、1ページをお開きいただきまして、対象工事につきまして、ご説明させていただきたいと思ひます。この工事、一般競争入札で実施いたしました××の土質改良搬出工事でございます。工事の種別としましては土木一式工事、場所は××でございます。工事の概要ですけれども、土質改良工2,500立米、土砂運搬工2,500立米、それから仮設工ということでございます。ここで皆さんにお配りした20ページを開いていただきたいと思います。××の改修の概要について若干触れさせていただきたいと思ひます。

この××につきましては、この図面の上のほうですけれども、上流域で××の区画整理事業が進められておりまして、そのために今後大雨時における河川の流量の増加が見込まれております。このため、浸水被害の軽減を目的に河川改修を行っているわけでございます。全体計画延長でございますけれども、ちょっと図面に書いてあるんですが、××、これは図面の下のほうでございます。××と書いていますが、××から上に向かいます、××というのがございます。それまでの13.5キロメートルが全体になっております。

このうち、下流部の××から、図面の真ん中のほうなんですけれども、××の上流域までの5.6キロメートル区間につきまして、総合流域防災事業ということで、平成11年度から事業を進めている状況でございます。河川改修の方法でございますけれども、一つには川幅を広げるということで、現在の川幅のだいたい3倍くらいに広げる。それから河床の掘削、2メートルくらい掘り下げることです。それから約1メートルくらいの堤防のかさ上げ工事を行いますとともに、改修に伴って支障となっております橋、堰、樋管といった構造物の改築を行う計画となっております。さらに、河川の洪水を一時的に貯留する調節池の計画がございまして、××の上流側に設置する計画となっております。

次に当該工事の内容でございますが、20ページのこの図面でいきますと、赤い文字で場所が下のほうに××という赤い丸印が書いてありますが、本工事の場所はここでございます、この工事ではない別の工事で、××の掘削をした土をこの場所に仮置きしている状況でございますが、仮置きした土をこの場所で土質改良しまして、直轄事業の××の盛土工事に利用したものでございます。この××の掘削した土といえますのは、非常に有機物を含んでおりまして、水分が多いことから、このまま道路の盛土材料として使用することができません。

そのために、石灰を主とした土質改良材を混ぜまして、盛土工事の施工が可能な状態にしまして、××の工事現場へ搬出するというところでございます。21ページが、このストックヤードの平面図になっております。それから22ページでございますが、写真が若干見づらいかもしれませんが、22ページの写真ですけれども、上がこのストックヤードで仮置きした土の状況と改良した土、左側と右側ですね、下側が××の搬出先の状況となっております。

大変申し訳ございませんが、1ページのほうに戻っていただきたいと思います。入札参加資格でございます。本工事は予定価格が3,000万円以上でございますことから、当時の一般競争入札に基づきまして、参加資格を設定したものでございます。入札参加資格要件のまず1つ目としましては、平成23年、24年度建設工事入札参加資格者名簿に登録した土木一式工事の格付がA等級以上であること。それから2つ目としましては、下に掲げております主任技術者、または監理技術者を対象工事に専任で配置できることということで、1級または2級土木施工管理技士の資格を有する者であること、またはこれと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者であることとなっております。3つ目としましては、××に建設業法に基づく主たる営業所、本店があることでございます。

詳しくは5ページが公告文というふうになっておりますので、併せてご覧いただけ

ればと思います。次に、入札参加資格設定の経緯及び理由でございます。地元業者の受注機会を確保するため、当該工事施工箇所の市町村の業者数を勘案の上、応札可能業者数がおおむね20者を確保できる入札参加資格要件を設定しております。この入札参加資格要件によりまして、応札可能業者数は16者というふうな状況になっているわけでございます。次に、入札参加資格確認申請者数でございますが、4者から申請がございました。入札参加資格確認結果は4者とも参加資格ありと認められたわけでございます。

次に、契約金額でございますけれども、税込みで3,213万円でございます。次に入札の経緯及び結果でございますが、入札参加者が4者、落札者は××、予定価格は税抜きで3,220万円、入札金額は税抜きで3,060万円、落札率は95%でございます。詳細の4者につきましては、16ページをご覧くださいければと思います。以上、簡単ではございますけれども、事案の説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。

○委員 契約内容が、公表に関する資料、17～18ページで契約内容の変更の、金額的なマイナスが、減ですよ。その辺りの説明をちょっといいですか。

○説明者 はい。分かりました。具体的には18ページの変更の増減が書いてございます。変更の理由の欄をちょっとご覧いただきたいと思いますが、室内配合試験の結果、改良材及び添加量が確定したため云々と、書いてあります。この工事ちょっと触れさせていただきましたけれども、そもそも、土質を改良する工事でございますので、土に土質改良材を混ぜて、それである一定の強度に保って、それを道路の盛土材と使えるようにするという事なんです。当初は過去にやった経験値からだいたい添加材の量を決めていたわけなんです。この土、水の量によってかなり添加量が変わってくるということがございますので、発注した後にこの土を、室内試験をやり含水率を確かめた上で、適正な添加材と添加量をもう一度確定した上でやりました。その結果、変更後、当初よりも添加材の量が少なくてもいいというようなこと、経済比較もやった上で、それで減額になったというふうにご理解いただきたいと思います。

○委員 増が多いものですから、減についてはあまり。ありがとうございます。

○議長 ほかに。

○委員 午前中の議論の中でも、範囲内に本店とか営業所があることというようなことをご議論あったと思うんですけども、入札参加資格にあえて地元の業者の受注機会を確保するというようなことを書いているわけですけども、一般競争入札の場合、一般的にこういう文言が条件としてあらかじめ付いているのか、それともそれだけとい

うことはないと思いますけれども、この地元業者のというのはあえて付けたのかというの、どうなんでしょうか。

○説明者 現在とこの当時、2年前とちょっと状況が違うんですけども、2年前につきましては、だいたいこの程度の規模であればおおむね20者で。地元というのは、最小単位は市町村を念頭に置きまして、市町村でだいたい20者くらいあればいいだろうと、もし足りない場合には隣接の市町村を含めて、20者程度ということでスタートしています。現在はご承知の通り、××事務所であれば××事務所全体で原則30者以上はクリアできるという条件となっておりますが、当時は市町村の中でおおむね20者、条件が20者以上満たすような業者であれば参加していいんじゃないかということで、そういう観点から地元受注機会の確保ということを図ろうとしていた、という状況でございます。

○委員 そのときはまだ地元のというのは、表に出て付いていたんですか。

○説明者 どうしてもやはり最初に地元の、市町村が基礎といいますかスタートみたいな格好になっていたのは事実でございます。

○委員 4者というと少ないかなと、かつ、落札率は95%というのは高めかなと思うんですけども、何かこの事業の特性というのはありますか。あるいは当時の状況がどうだったんですか。

○説明者 たまたま発注したのが12月ということもございまして、業者の手持ちの工事といいますか、ほかの工事があったということ、それからこれ、2,500万円以上なので技術者を常に常駐させて、専任ということをおっしゃっていただきましたけれども、専任で常駐させなくてはならないということもございまして。その辺を加味しますと、多少参加を見合わせたような業者もあったのかなというふうに、われわれとしては想定しているわけなんですけれども、できるだけ多いほうがいいという状況にあったことには間違いなかったんですが、できる業者が参加したということです。

それから95%は高いか低いかということのご質問かと思っておりますけれども、高い、低いというよりも、われわれ、適正な積算のもとにあって予定価格を設定させてもらった上で、この当時もそうなんです、予定価格を事前に公表しています。あるいはご承知の通り、市場にもこの積算体系というのはある程度、出回っていると言ったらおかしいですが、市販されて、業者もそれなりに勉強しているということなので、それほどかけ離れた金額にならないのではないかとこのように思っていますし、一方で電子入札を行っておりますので、業者間で顔を合わせるようなことは決してないという状況でもございますので、その辺については基本的に、適正、そんなにおかしくないのではないかと考えております。

○委員 応札可能業者数がおおむね20者で、そのうちのA等級以上って資格を受けたと思

うんですが、A等級とS等級の割合はどのくらいですか。

○説明者 当時の××の例で申し上げますと、Sランクが4者でAランクが12者、併せて16者で、例えばほかのところで、例えば××は当時Aクラスで27者いるとか、××だったら併せて19者くらいとかですね、ちょっと市町村ごとに多少ばらつきはあったかと思えます。

○委員 この入札資格者4者は、落札した××というのは、ちなみに等級としてはどのくらいですか。

○説明者 Aランクです。

○委員 Sではなかったんですね。

○説明者 この工事、それほど難易度は高くはないと思いますので、Sというよりもむしろ価格的にいってもAクラスくらいが参加しやすいような工事だったというふうに考えています。

○委員 2年前当時のルールに従ってということですので、それに限っては。

○議長 これ、最低制限価格っていくらでしたか。

○説明者 最低制限価格、17ページをご覧くださいと思いますが、最低制限価格、これは税込みでございますけれども。

○議長 これは税込みか。そうか。失礼しました。ほかにご質問がなければ、この審議案件は適正に行われたと認めてよろしいでしょうか。ご説明ご苦労さまでした。では、本審議案件につきましては適正に行われたと認めさせていただきます。

○説明者 失礼します。

薬注管・検水管・給水管設置工事

○議長 じゃあ6番目の案件のほうに行かせていただきます。一般競争入札ということで、発注機関になります××のほうからお願いいたします。

○説明者 ××の××でございます。よろしくようお願いいたします。

では案件6番について説明させていただきます。案件6番につきましては、××発注の薬注管・検水管・給水管の設置工事でございます。最初に、資料の23ページをお願いいたします。××にあります××でございます。××は、××でございます、

昭和35年の操業でございます。その後、水道水の増量に伴いまして、随時増設を進めてきたところでございまして、施設においては老朽化が著しく、すべての浄水施設について、現在新しい施設への更新を今進めているところでございます。その中の一つの工事でございます。

次の24ページをお開きください。これが××の全体の平面図でございます。図面の半分から上が既存の施設でございます。管理本館等、小さい字ですけれども、いろいろな浄水施設があります。半分から下については、工事を進めている浄水施設でございます。今回の工事はこれらの浄水施設を結ぶいろいろな配管を設置するものでございます。配管ごとに、黄色、赤、青の色分けになってございます。それでは最初の1ページの審議事案説明書に基づいて説明させていただきます。

本案件につきましては、入札方式は一般競争入札でございます。工事名が××、薬注管・検水管・給水管設置工事でございます。工事の種別につきましては、機械器具設置工事でございます。工事場所が××。工事の概要でございますが、薬品注入配管設置、これが809メートル、それと検水管の設置、これが1,060メートル、場内給水管設置、これが1,020メートルでございます。薬品注入管といいますのは、浄水処理に使ういろいろな薬品を通す管で、基本的には劇物でございます。

内容については次亜塩素酸ナトリウム、これは消毒殺菌剤でございます。それと通称パックといいます、ポリ塩化アルミニウム、これは汚れた水をきれいにする凝集剤でございます。それと濃硫酸、濃硫酸につきましては、アルカリを中和するためにアルカリが強いときに使います。検水管につきましては、浄水した水を検査のために検査室へ送る管になります。それと浄水給水管は通常のできた、きれいになった水を、場内の各施設に引っ張る管でございます。

入札参加資格でございますが、入札参加資格名簿に登録された機械器具の設置工事につきまして、総合点数が900点以上、かつ年間平均完工高が10億円以上の者。2番目としまして、過去10年以内に国内において、国、地方公共団体または公団等発注の浄水場における薬品注入機械設備工事を元請けとして施工した実績を付けております。主任技術者、または監理技術者においては以下の条件としてございます。過去10年以内に国内において、やはり国、地方公共団体または公団等発注の浄水場における薬品注入機械設備の工事について、主任または監理技術者または現場代理人として施工した経験を有する者であること。ただし対象工事は元請けとして施工した者に限ると。

入札参加資格設定の経緯及び理由でございます。設定に当たりましては、今回特に薬品注入管が大変専門的な経験を要するものであること、また劇物、濃硫酸とか次亜塩素酸ナトリウムを取り扱うもので、もし液漏れとかあった場合、非常に重大な事故となりますので、資格要件にそのような薬品注入機械設備設置工事の実績及び技術者の施工経験を問うたものでございます。本工事は予定価格3,000万円以上の工事でございますので、工事は基本的に一般競争入札実施要項に基づき、一般競争入札で入札を実行してございます。このときの応札可能業者数は31者となっております。入札の経緯及び結果でございますけれども、入札参加者は2者でございます。落札者は××。予定価格6,060万円に対しまして、入札金額は5,300万円でございます。いずれも税抜きでございます。落札率は87.5%でございます。以上簡単ですが、説明させていただきます。

きました。よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。では委員の皆さま方、何かあれば。

○委員 最終的に決まったのは××の業者さんのようですけども、31者応札可能業者とあるんですが、これはどういうエリアを想定をして31者。

○説明者 基本的には全国。

○委員 ちなみに茨城県とか近県でもいいですけども、実際多分やる段階の話でいえば、実際のところ何者くらい。エリアは関係ないんですか。

○説明者 はい。エリアはあまり関係なく、××につきましても茨城支店でございまして、本社は東京でございます。基本的にはほとんど茨城県内に本社を有する会社は、薬品注入機械設備についてはありませんので、ほとんどが東京本社の会社となっております。それについて、この次の900点以上の全国の業者数、122者ございまして、そのうちこのような薬品注入機械設備の専門性を有する経験のある業者が今回31者ということで、あまり特定してはやっておりません。××としてはだいたい10者程度が、××の浄水場の中では実績を持っている状況でございます。

○委員 どの業者も県の事業であると手をあげてやっている。

○説明者 自分の手をあげた浄水場については頑張る業者が多いというのは若干ありますけれども、特に入札条件等についてそういう条件を付していませんので、どこが手をあげても構わない状況でやってございます。

○委員 その中で最終的に2者しか応札しなかったというのはどういう理由が考えられますか。

○説明者 今回技術者についても施工経験を求めています。そういう技術者がたまたまそのとき業務できないときは応札しないということが考えられると思います。それと一般の機械器具設置工事の中では今回の案件については少額の工事でございます。ですから優秀な技術者をこういう、普通は億単位の工事が多い中で、数千万の工事に投資するのをためらった業者も多いのかなとは思っております。

○委員 はい。分かりました。どうもありがとうございます。

○議長 ほかにご質問あればお願いします。

○委員 応札した業者、今回2者ですが、だいたいこのくらいの金額だとだいたいこうい

う少ない数になってしまうのでしょうか。

○説明者 若干2者というのは少ないと思います。通常5～7者くらいの応札がほしい平均的だと思っていますけれども。

○委員 そうするとほかのところのこういうような仕事というのは、入札の件数が全国的に多くて、それに重なってくることも考えられますか。

○説明者 それも考えられると思っています。やはりこういう専門の技術者がどうしても少ない状況というのは、どこもあるのかなど。特にはどこの業者も当時あまり好景気ではないということもありまして、非常にリストラとかスリム化を図っている中で、やはり技術者の経験を問うとどうしても少なくなる傾向はございます。

○委員 21ページの変更の中で、これはほしい当時、当初の工事数量のそれぞれ2割くらい現状になっていて、800万円と。2割の見積もり誤差が出てくるということの、まず理由と、先ほどのご説明ですと、ここで800万円がそもそも当初の予定価格になったとしても応募者の数はあまり変わらなそうですけれども、そこら辺の影響について何か。

○説明者 今回の変更につきましては、実は本配管ではなくて仮設配管の部分が追加になっております。今回25年の3月、ここにあるんですけれども、古い既存の浄水施設から今回作った新しい浄水施設へと施設の切り替えを行っております。その切り替えの方法が決まったのが、この年の10月ごろでございます。だから発注時点ではそこがまだはっきりしていなかった。切り替えの間でも1日1時間たりとも断水をしないで切り替えるということで、それに必要な配管等をよく吟味した上でこういう配管だとうまく切り替えないというのが判明したため、その工事を追加したものでございまして、ですから当時発注段階で、これを入れるのはまだちょっと難しかったとは思ってございます。それと800万円増えてもオーダー的にあまり変わらないで入札案件に関わったかどうかについては、ないと思っています。

○委員 そこに影響が出るのが確定してから工事をしなかったというのは、何かあるんですか。

○説明者 これは本来ならばほかの薬品注入設備と、たとえば硫酸のタンクとか一緒に出せばいいんですけれども、通す場所をいろんな、例えば共同溝とかいろんな土木工事の建物の中を通していきますので、すべての工事が終わった段階で速やかに発注したということでございまして、それが決まった段階で発注したときに、もし工期的に終わらなくて切り替え作業が遅くなるというのは、非常に問題でしたので、あくまでその段階で発注を、見切り発車というわけではないんですが、発注させていただいたと。

○議長 ほかには。それとこの参加資格の総合点数ってほしいこの集合だとこのような点数に、ほかでもなるの。

○説明者 ほしい機械設置工事については総合点数がほしい900点以上の業者ですと、ある程度実績を積んでいるということでやっております。あくまで総合点数でしぼると。

○議長 先ほどおっしゃっていた専任技術者とか担当技術者、この実績の要件等が書いてあるところでも。

○説明者 物によります。こういう危険物を扱う施設については基本的には実績を問うというパターンをうちは取らせていただいています。

○議長 それで申し込み数が少なくなっただろうと。

○説明者 そうですね。以前からいうと、昔は塩素ガス自体を使っていたということに比べれば安全性は高くなったんですけれども、それでもやはり危険物ですよ。

○議長 ちなみにこの過去10年以内というのを5年以内とかにすると、もっと減ってしまう。

○説明者 そうなると逆に減ってしまうと思います。

○議長 減ってしまいますよね。

○説明者 ええ。当時の××の実施要綱でも10年を基本として。足りないようだったならば15年という方法もあったんですけれども。

○議長 ほかにご質問等は。なければこの案件につきましても、適正に行われたと認めさせていただきます。どうもありがとうございました。

○説明者 どうもありがとうございました。

道路改良舗装工事

○議長 次が××の案件です。それでは7番目の随意契約について発注機関の××のほうからご説明をお願いします。

○説明者 ××の××でございます。では7番目の随意契約の案件についてご説明をさせ

ていただきます。失礼して座らせていただきます。

まず入札方式でございますが、随意契約でございます。工事名が××、道路改良舗装工事でございます。工事種別といたしましては、土木一式工事でございます。工事場所は××です。後ろのほう、9ページのほうに地図が添付してございます。それから10ページのほうに平面図が添付してございますが、××、駅前広場に面したところの工事でございます。工事の概要といたしましては、道路改良舗装工事、延長が112メートル、幅員が17メートル、路床入替工、B-40というのは路床用砕石の材料名でございますが、厚さが85センチ、数量といたしましては、240立方メートル、それから下層路盤工、C-40、これは切込砕石なんですけれども、厚さが15センチ、面積が278平方メートル、上層路盤工、M-30、これは粒土調整砕石のことなんですけれども、厚さが15センチメートル、面積が250平方メートルでございます。それからこちら、アスファルト舗装になるんですけれども、基層工、材料といたしましては、再生粗粒度アスファルトコンクリート、厚さ5センチメートル、面積が307平方メートル、表層工、材料といたしましては、再生密粒度アスファルトコンクリート、厚さが5センチメートル、面積が683平方メートル、それに照明灯が4基の工事でございます。10ページの平面図でいいますと、赤く引き出し線が記載してございますが、それで赤く着色している部分ですね、このところの工事になります。それからこの後、随意契約の理由で工事名として出てくるんですけれども、××という隣接工事があるんですが、これがこのエリア内で着色されていない白い部分でございます。こちらがもともと隣接工事として施工されておりました。

続きまして随意契約の理由でございます。当該工事は××が施工している××の道路改良舗装工事に接続する町道への取り付け等の近接工事でございます。××に接する現道上の工事であり、交通の安全確保や施工管理など一体的に行い、一括して工事、特に舗装工事を実施することにより、交通規制、全面通行止めの期間を短縮し、早期供用開始をする必要がありました。このため、効率的に工事ができ、工事費が67万2,000円安価となるため、××と随意契約するものでございます。また、本工事は××、こちらは町が施工している整備でございますが、すでに完成しており、関係機関から早期の整備要望があり、施工した工事でございます。契約金額が997万5,000円、予定価格、税抜き990万円に対しまして、見積もり額が税抜き950万円、落札率が95.7%という工事でございます。よろしくお願いたします。

○議長 では、委員の皆さまからご質問等。

○委員 よろしいでしょうか。3点あるのですが、随意契約の理由のところでは触れられているところについてなんですけれども、工事費が67万2,000円安くなる理由は、何と比べて67万2,000円安くなるのかというのが1つあります。

○説明者 この67万2,000円安くなるということでございますが、近接工事を元の工事に対しまして随意契約で発注する場合の積算の基準というものがございまして、それに基づいて積算した結果でございます。詳しく述べますと、まずこの追加工事であります、

今の工事名、3号です、この工事を単独で積算するといくらかかるかというものをまず算出いたします。合わせましてこの真ん中の着色していないもともとあった2号の工事とこの追加である3号工事、これを合わせた工事です、これをいくらかかるかというものを算出いたします。それでこの全体を算出した積算の額からすでに発注されている2号工事の諸経費を差し引きまして、残った金額が3号工事の諸経費になるということで、単独で3号工事を積算した額と差し引きして算出した額、この差額、これが今回の請負にする額、予定額になるんですけども、この差額が67万2,000円という結果になってございます。

○委員 はい。2つ目なんですけど、工事の考え方として取り付け道路って多分必ず必要なのだと思うんですけど、当初から一体化をして1つの工事とみなして計画を作ったり事業するということはあり得ないのかどうか。

○説明者 その点でございますが、この駅前広場の工事が××が施工しておりまして、平成24年度の3月末に完成してございます。私どものここに書いてある、もともと3号の前の2号工事ですね、着色していないところの工事、これを平成24年の1月14日からの工事として発注してございます。そのときには××の整備している工事が施工中でございました。私どもとしては私どものできる範囲ということで発注のほうをさせていただきました。その工期内で工事のほうを進めておりましたところ、ここの赤く着色した部分が残ってしまったということでございまして、最初的时候には私どもが発注した2号工事の中では考えていなかったんですけども、その後、実はここに同じ整備、××の駅前整備の中で昔の専売公社の跡地に町が××と呼ばれる建物を道路の反対側の、ちょうど平面図でいいますと真ん中の四角く空いているところが道路の下にあると思うんですけども、ここにそういう建物を作ってございまして、この整備も同じく進められていたということで、この取り付け道路に対する赤く塗った部分が傷んでいるというようなことがありまして、その後こどもきれいに整備してくれということがございまして、追加で施工のほうを今回出したものでございます。

○委員 当初計画にはなかったけれども、町のほうからの要望を受ける形でちょうどいいタイミングだから一緒に続けてやったということで、この下の取り付けのほうは、これは町道なんですか。県道なんですか。

○説明者 平面図でいまして向かって左側のほうが町道です。右側のほうは県道の××になります。

○委員 その辺、工事の管轄というのは誰がやるべきというのは、はっきり私も分からないんですけども、ちょっと厳しい言い方をすれば町の部分を県がやったところがあるんですか。そういうわけではない。

○説明者 これは私どもの××の整備に合わせまして、新たな計画があって、もともと町

道があったんですけれども、高さの関係とか新たな計画に、××の整備に対して計画で段差が生じるとかですね、それをスムーズにすりつけるような工事も必要でありましたので、それに合わせてちょうど先ほど申しました××の入り口に至るところまで、そこまでは協議の中で県のほうが一体的に整備するということに決まりましたものですから、町道のほうもその入り口までは整備したということでございます。

○委員 あともう1つ、02号というのがこの赤いところの左側なんですね。

○説明者 02号というのは赤く線が引いてある中の着色していないところです。

○委員 はい。分かりました。その02号のほうは一般競争入札。

○説明者 こちらは23年度ですから指名競争入札です。

○委員 そちらのほうの落札率はちなみに何パーセントなのか分かりますか。

○説明者 95.7%です。

○委員 じゃあそれに合わせたのでしょうか。

○説明者 それは結果としてそうだといいことだと思いますけれども。

○委員 いや、95.7%に収まればオッケーを出されるわけですよ。

○説明者 入札予定金額を下回ればということだと思いますけれども。

○委員 いや、随意契約なわけですがけれども、どこまでなら値下げさせるかとか、認めるかということで、午前中の別な案件では落札率を（聞き取り不能）できないというような話でした。

○説明者 最終的には単独で発注すると。随意契約の場合は予定価格というのは非公表なんです。公表していませんので、見積もり合わせをするときはそういうような参考にしないで、業者のほうで独自に積算して、このくらいでできますということで札のほうを入れてもらっていますので。

○委員 予定価格内で収まっていればオッケーだという。

○説明者 そうです。

○委員 ちょっと厳密に言えば違うところなのかもしれませんが、さっきのは。落

札率、本体工事みたいなどころでの落札率が基本で、それに合わせてこういう付随の工事の場合はルールでやっているというような話もあるんですけども。

○委員 これは契約内容の変更。

○委員 そうですか。変更だから違うんだ。分かりました。済みません。じゃあ質問が違います。

○説明者 別工事です。

○委員 その違いといいますか、それはどういうことなんですか。

○説明者 変更する場合がありますけれども、今回は別の工事ということで随意契約で別の工事を出したんですけれども、変更のときは本体工事と一体的にその後の出てきた工事に対して施工する必要があると、分けられないというか、そういうものについて主に対象として変更をしており、工法の変更が同じ工区の中で出てきてしまっているとか、そういうことでやっています。今回の工事はそのエリアの外でありまして、別の工事ということで出したという経緯がございます。

○委員 先ほど段差ができるからという。それは設計時にある程度予想はされていると思うんですが。

○説明者 はい。エリア的には最小限ということで5メートルくらいは当初は見ていたけれども、さらに今回は増えて町のほうから要望があったということで、ちょっと対応しきれないと。

○委員 工事としてはこの2号工事が終わった後にこの随意契約の工事を行っている。

○説明者 いえ、2号工事を施工中にこの3号工事、今回の案件の工事を出しています。

○委員 でもそれは追加ではなくて。先ほどは、そうすると、エリアが違うから追加ではないという説明。ただ、工事としては現実的には一体的に。

○説明者 はい。やっていると。

○委員 工事エリアが別って。施工エリアが別。変更して想定された施工エリアの中で工法なりが変わったりして変更というのは分からないんですけども。これはエリアが別だから別個の工事で、なおかつ変更してやっている業者の方がいるから随意的のほうで安く上がるという話ですか。

○説明者 そうです。あとはちょうど駅前ということもありまして、さらに業者数が増えると工事の調整等々輻輳してまいりますので、随意契約で選定している業者さんに併せてやっていただいたほうが施工管理とか安全管理とか、あるいは全面通行止めで工事をやる期間もございますので、そういう調整等も同じ業者さんのほうでやっていただいたほうがスムーズに施工していただけるというようなことで、随意契約で発注のほうをいたしました。

○委員 そうしますと、さっきの落札率の関係なんですけれども、2号の工事は落札率が95.7%で、今回の随意契約は予定価格が示されていなくて落札率が95.7%というのは、たまたま一緒になったということになるわけですか。

○説明者 はい。

○委員 最初の質問と、確認みたいになってしまうんですが、一番当初の計画としてはこの03号というのは、02号との関係ではどういう時期にどういう予算というか、同じ年度の予算でやられていたのかどうか。

○説明者 03号につきましては、新しい年度の予算でやるということです。

○委員 やるはずだった。

○説明者 はい。

○委員 だけれども、同じ年度にやったと。

○説明者 ええ。こちらの02号は前年度予算で繰り越し工事とっているんですけれども、承認を取って工期のほうを延長して24年度にまたがってやっているということです。

○委員 そこは02号をやっている予算では一体的にはじめは分けずにやるということは、いろんなほかの工事とのタイミングとか予算の都合でできなかったと。

○説明者 はい。

○委員 分かりました。じゃあ仮にの話なんですけど、もし予算の総額が一体的にできていたら、トータルコストはどっちのほうがいんですか。

○説明者 トータルコスト的には先ほどご説明をいたしましたように、全体で一度積算した仮の設計ではじいていますので、その中で2号を先取りした形で残りの分が3号というような積算の方法をしていますので、トータルとしては同じ。ただ、3号の落札率の関係はございますけれども、これはたまたま一緒でしたけれども、これが若干

高くなればもしかしたら高かったかもしれないという結果にはなったかもしれませんが。

○委員 偶然出てくる気が。

○説明者 本当、偶然なんです。

○委員 結果的には同金額に予算でできたということですよ。

○議長 今の話だったらあれなんですね。結局最初に全部入れていても、今回のやつを、エリアの（聞き取り不能）ことのご説明なので、任意契約でやろうがこの随意でやろうが、全部同じ金額、値段は変わらなかったということですかね。今、ちょっと高くなったとおっしゃっていただきましたけれども。

○説明者 トータルでの2と3を併せた工事をやっていたときの積算です。これを一度出していますので。そのような方法で積算をしないという基準がございますので、それも随意だとそういう形になります。ただ、23年度予算と24年度予算というふうなことがございまして、ちょっと先ほどの一度にできなかったという話に戻ってしまうんですけども、24年度予算ではなかなかできなかった、そこまでいかなかったと。ただし、駅前の整備が町のほうで進んでいたんで、それと合わせるような部分での工事は、一緒にやらないと駅前のほうの供用開始もできなかったということで、23年度の予算の中でできる範囲の工事を出したということです。

○議長 ありがとうございます。

○委員 やはり担当の方も一体としてやっておけばよかったということはあるんですよ。工事というのは、こういう（聞き取り不能）して発注されたりすると、同じ品質ではできないから、そこの使い勝手も悪くなってしまったりいろいろするので、本当は一体としてやるべきだったと思うんです。ただ、そこら辺のことをちゃんと読んでいただく、あるいはその辺りがまだ十分お互いに情報交換できなくて急に話がでてきたとか、いろいろ事情があると思いますけれども、きっとまちづくりというのはかなり長い間一緒に話をしているので。

○事務局 よろしいでしょうか。少し事務局のほうから補足的に説明させていただきます。委員の皆さんから随意契約と設計変更ですか、契約の変更の違いが論点になっているかと思うんですけども、これは一般論なんですけれども、午前中にも設計変更のお話が出ていたんですけども、基本的に当初の契約があって、それを契約変更するということはあることではあるんですけども、当初の案件に条件を付して入札をかけているわけなので、基本的には契約の同一性を崩さない中での契約変更ということになるかと思うんです。仮にですけれども、追加的にそこに工事を付加するであるとか、まったく別の契約をそこに付加するということになりますと、当初の入札の意

義が失われてしまうと、そもそも当初の入札条件が違ってしまうということになりますので、設計変更なり契約変更をする場合であっても、それは当初の契約の内容を損なわない程度にやるのが基本であると。たまたま、この場合はどうか分からないですけども、たまたま場所が近かったりした場合でも、そういった当初の契約の内容との同一性が、追加工事であるような性格のものだとしたらそれはやはり、契約のやり方としては別の案件になるということになるかと思えます。その辺がこういった場合の随意契約と、それから契約の変更でやる場合の違いということになるかと思えますので、ご説明させていただきました。

○委員 午前中から午後のものですけれども、変更がありました。それは実際に具体的な調査をしてみたらこういうことがあって、増額なり減額なりが起きましたと。それは追加工事の中でというのは分かるんですが、これはある程度予見されていたのかと思うんですけども、それは予見していなかったという意味なんですか。でも先ほどおっしゃったように、設計の段階でここに段差ができるのは予見はできるわけですよ。となると、ちょっと厳しい言い方をすると、年度またぎで同じ会社に発注になるんですけど、それは年度またぎだから別の工事としているけれども、基本的にはその前からほぼ一体として考えられる工事を、年度をまたぐから2つに分けて。ただ、もうそれは随意契約でお願いしているというふうにも見えるんですけども、そこら辺がどうもやはり追加と年度をまたぐということと、これがまた別工事に扱われて随意契約になるということの説明が、いまいまだ腑に落ちない感じはあるんですけども。

○説明者 そうですね。もともとの2号工事、23年度に出した先の工事、こちらに関しましては、すりつけで最小限のところは見ていました。それでいいということで、私どもの当初の考えとしては、発注のほうは、当初計画で出していました。それで先ほど申しましたような、町のほうの駅広の整備工事、あるいはこちらの××の工事等が進んでいまして、町は町でやっていて、そちらのほうの先に終わってしまったということで、取り合いがうまくいかなかったというようなことがございまして、残ってしまった部分です、そこについては新たな次の年の予算でやるということで、諸々条件が厳しいところなので、今まで施工していたところと随意契約をしたということです。

○委員 つまり想定していたすりつけ工事よりもずっと大規模になったから別にした。

○説明者 そうです。

○委員 だけれども、工事の連続性を考えたら同じところをお願いした。そういう意味ですか。

○説明者 はい。

○議長 早期供用開始というのも、かなり大きな理由が、町のほうに早く終わらなければよかった、これはまたこれで別途、さっきも段差のちょっとしたこともありましたけれども、それもが大幅に変わるから、また別途、この金額だと一般競争でやる予定で、次年度実施の際、もし変更になっていたら、年度またいでしまった場合ですけれども、この場合は随意ではなくやったんですかね。

○説明者 別発注ということも予算的には次年度の予算を使っていますので、そういうことも考えられるんですけれども、現場の条件を考えたときにはもう1事業者を入れるということは、かなり業者間の調整等が出てきまして、ちょうどこの平面図でいいますと、向かって左側はバイパス区間なので工事中はまだ開通していません。赤く塗った手前のところで町道のほうに交通が流れていましたので、ですからこのところの狭い区間です、この中で工事を、仮に2号工事、3号工事の別の会社があつて2者入ってやらなければいけないというようなことも、なかなか調整が大変だということもあつて、あと仕上がりも施工メリットとかちょっと駅前については目立つような仕上がり、見栄えのしない仕上がりになってしまうというようなことも懸念されたものですから、同じ会社に随意契約ということをしたものです。

○議長 ××委員のほうからもちょっとご意見ありましたけれども、もともと町のほうで工事をやっていることは分かっていたわけですから、当初の計画の段階で町とよくよく連絡を密にされて一体化された計画を立てておられれば、年度をまたいだといっても、もっと分かりやすい形にできたのかなと。

○委員 あまり急に道路細切れで、別の会社が入れられて、今は同じような技術を持っていただいたい同じにできますけれども、お互いの意思の疎通、前作ったところと次に作るところの意思の疎通とか、なんでこんなことをやっていたんだとかいうようなこととか、いろいろ問題が起こりますから、このくらいだと随意契約もやむを得ないと私自身なんかは思っているんですけれども。

○議長 私も特に随意契約はしょうがないと思っているんですが、そうしますと、適正は適正かと思うんですけれども、ただ、もっとちょっと全体の計画の中でも分かりやすい契約内容とか、発注の方法を取っていただいたほうがよかったのかなというのが、委員会としての意見ですので、今後の発注に当たっては、一つ一体性を持った、ほかの計画ごと一体性を持った形で計画を立てて発注をしていただければと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。

○委員 いいですか。やはり補助金をもらっている関係で、結局調整をして国のオクケーも取れるのであれば、はじめからここは一体にみたいなことではいけないものですか。

○委員 予算なんかあったの。だいたい。

○説明者 予算が23年度の発注分予算に対して、この部分が、確かに言われた部分がすべてできるまでの予算が確保していなかったのは事実です。

○委員 確保していなかった。なんとかそれができたのはできたと。後からか。

○委員 一体でやるといってもお金ないから無理ですという話ですね。

○議長 意見を踏まえた上で今後の参考としていただきたいと思います。これでよろしければこの案件は終わりたいと思います。よろしいでしょうか。じゃあどうもお疲れさまでした。

○説明者 ありがとうございます。

道路改良舗装工事

○議長 どうぞお座りください。

○説明者 ××の××でございます。よろしくお願いいたします。では、審議案件の状況及び要件につきまして、ご説明申し上げます。

まず工事の概要について説明したいと思います。まずお手元の説明書の中の1ページをご覧ください。工事名称は××、道路改良舗装工事でございます。工事種別は土木一式工事で、工事場所は××でございます。工事概要については23ページの位置図も併せてご覧いただければと思います。

当該工事は××と××が交差点部の道路改良舗装工事で、主に××が黄色い線ですけれども、(聞き取り不能)を拡幅して右折レーンを追加する工事で、延長305.5メートルの道路改良工事でございます。1ページに戻りまして、工事内容につきましては、延長が305.5メートル、掘削工が2,000立米、置換工として1,100立米、それから側溝工として278平米、下層路盤工として1,600平米、上層路盤工として1,600平米、表層として1,600平米でございます。工期は平成24年3月から平成24年9月までのおよそ190日の予定で発注したものでございます。なお、本工事は設計変更していますが、変更概要につきましては、後ほどご説明したいと思います。続きまして、当該工事の入札参加資格についてご説明いたします。まず1ページをご覧ください。

当該工事は予定金額が3,000万円以上の工事のため、一般競争入札の方式によって入札を執行しております。入札参加資格は土木一式工事の格付けのSまたはA等級に該当する工事となっておりますが、工事費全体のうち舗装工事の占める割合が37.6%ありますが、多いことから、土木一式工事の格付けに加えまして、舗装工事の格付けA等級を条件にしております。この格付けの条件では××管内だけでは対象業者が11者となることから、応札可能な業者数を確保するため、当時はおおむね20者以上というルールがございましたので、近接する事務所の管轄区域まで対象範囲を拡大したものでございます。その際、管外からは施工実績のよい業者を参加させるため、総合点の

条件を付したものでございます。さらに当該工事が現道上の交差点で施工されることから、安全かつ迅速な施工が求められることから、対象業者すべてに対しても施工実績の条件を付したものでございます。

以上の通り、入札参加資格の条件を付しまして、平成24年2月27日に公告し、3月22日に入札を行いました。入札結果につきましては、19ページをご覧ください。19ページの入札書取書をご覧ください。入札参加者数は全部で13者で、予定価格は税抜きで4,800万円、最低制限価格、税抜きで4,079万円に対しまして、辞退が3者、失格が4者ありまして、落札したのは××で、落札金額は税抜きで4,080万円、落札率は85%でございます。次に設計変更についてご説明申し上げます。お手元の資料の21ページ、変更契約内容についてご覧ください。変更の理由でございますけれども、工事発注後、××の現地精査したところ、道路設計委託の時点と比べまして、震災の影響もあり、予想以上に道路のひび割れがひどい状況でした。当初設計では現道部分の路面表示を削って書き直して対応する予定でしたが、通過交通の安全性の確保と拡幅部の整合性を図るため、交差点影響範囲での路面切削工、約1,600平米と表層工1,490平米を追加したのでございます。また、工期も60日間延長しまして、約252日となっております。次に22ページをご覧ください。当該工事は平成24年11月30日に完成をしまして、供用開始しているものでございます。最後に併せまして25ページの写真を見ていただきたいと思っております。

これは××を東から西側、先ほどの地図の右から左側に向かって写真を撮っているものでございまして、着工前、着工後の完成後の写真でございます。①を見ていただきますと奥のほうに看板が建っていると思っておりますけれども、矢印が左のほうに行っています。これがすでに××のバイパスの交差点になります。その下がそこに近づいたところで、信号が見えます。人が座っているところが現状で2車線でした。人が右側に白いラインがございますけれども、ここを改良しまして、車道と歩道を作ったのが②の右側になります。それでできた真ん中のレーンを右折専用レーンとする工事の内容でございます。③は交差点直近の状況で、同じように右側に拡幅しまして、真ん中に右折レーンを作っているという状況でございます。④は交差点の先の状況でして、同じように2車線が3車線になって同じく右折レーンを作ったという構図でございます。

簡単ではございますが、概要の説明を終わらせていただきます。

○議長 では、委員の皆さんのほうから。

○委員 ルールの改定前ではあるんですね。

○説明者 そうです。

○委員 落札率が85%ということ。

○委員 この工事自体は写真で見るようにライン引き直しも含まれた工事ということ。

○説明者 はい。そうです。

○委員 ラインを引くという工事のことを表層工と。

○説明者 いわゆる黒い部分の、アスファルト舗装をさしております。

○委員 舗装工事の種別はいわゆる多いといわれている舗装工事のことを指しているんですか。それとはまた別ですか。塗装工事の占める割合が多くて。

○説明者 アスファルト舗装のことです。ラインではなくて、下の黒いのですね。それは舗装工事です。アスファルト舗装工事です。正式は。

○委員 上のラインを引くことができることも含めてということですか。

○説明者 ラインはまた別になります。

○委員 それは別なんですね。

○説明者 はい。入札の中で土木一式工事とアスファルト舗装工事だけできる舗装という格付けがありまして、そちらのほうのA等級という。ライン引きは区画線工といいまして、別の工種になります。

○委員 区画線工。

○説明者 溶融式区画線工といいますけれども、これになります。

○発言者不明 4ページですね。

○説明者 そうです。これはそういう専門の業者がおりまして、やはりそこが下請に出していて。

○委員 確認ですけれども、よろしいですか。20ページの契約内容の公表の中で、最低制限価格、42,829,500円、これから税を引いて、税抜きの中で考えると、先ほどの4,079万円というのが制限価格になる。

○説明者 そうです。そうです。

○委員 そういうことですね。

- 説明者 そうです。これ、税抜きになっていますね。税抜きは4,079万円になります。
- 委員 それ以下になっていると。
- 説明者 そうです。それ以下で失格になったということです。
- 委員 聞き違いだったかもしれないんですけども、区画線工については専門の業者とかとおっしゃったと思うんですが、それは××とは別の専門の業者がやるということですか。
- 説明者 自分で塗装を溶かしてという機械を持っていないですから、専門業者に下請けとしてやるという意味です。
- 委員 受注としては。
- 説明者 ××がすべて責任を持ってやっているの。子会社みたいなものがするということです。
- 田原委員 はい。分かりました。
- 委員 剥がれてきた場合は、塗装は塗装で。
- 説明者 そういうことです。また交通安全施設が登録している業者に任せるということになります。
- 議長 内容とは関係ないんですけども、資料4ページの一式のところ、熔融式区画線工というのは何か特別な工法なのですか。
- 説明者 昔はシートみたいなものがあって、それを上から熱して貼っていったタイプがあったんですけども、それではなくて今はガラスが少し入っているので、熱で溶かして、基本的にはペンキなんです。引いて固まるという。熱で溶かすだけの話で。今は樹脂系ですから熱で溶かして固まらせるという、そういう工法になります。
- 議長 ほかにご質問とかなければ、本審議案件につきましては、適正に行われたものとさせていただきます。
- 説明者 どうもありがとうございました。

第2号流末排水路工事

○議長 ちょっと予定よりも早いですが、再開させていただきます。9番の委員会が特に必要と認める事案ということで、発注機関の××のほうからご説明をお願いします。

○説明者 ××の××でございます。それでは、私から審議案件の工事について説明をさせていただきます。

お手元の資料1ページの審議案件説明書に基づきまして、説明をさせていただきます。まず上からまいりますと、入札の方式でございますけれども、一般競争入札となっております。次に工事の名称でございますが、これは××、第2号流末排水路工事という名称でございます。工事の種別でございますが、土木一式工事となっております。工事場所は××でございます。工事概要につきましては、この次のページに工事概要書の写しが添付されておりますので、そちらをご覧くださいと思いますけれども、その中に設計概要が記入されております。

まず、本工事の今回の流末排水路工ということですが、これは大きく分けますと流末排水路工と付帯工と2つに分かれます。流末排水路工は××の一番下流側に雨水とかの排水を受けるためのU字溝を新設するというもので、幅30センチ、深さ30センチのU字溝を12メートル設置しております。それから平場の部分にアスファルトの舗装をしております、これが91平米あります。それから排水路を河川に接続をいたしますので、排水路工に関連する既設護岸ブロックの撤去、再布設が46平米、新設部分が護岸ブロックが16平方メートルということになっております。

また、付帯工の部分につきましては、流末排水路の周囲の雑木、それから竹等の伐採、運搬処分1.5ヘクタールを行っております。このうち大部分の面積は区画整理事業がありますけれども、それを行う予定で、完成後は畑になる予定になっております。審議事案説明書に戻っていただければと思います。続きまして、入札の参加資格の点ですが、1つ目は入札参加資格者名簿に登録された土木一式工事の格付けがB等級であることとなっております。2つ目が過去10年以内に茨城県内において国、地方公共団体が発注した土木一式工事を元請けとして竣工した実績があること。次に掲げる基準を満たす主任技術者、または監理技術者を対象工事に配置できることとなっております、その技術者は1級もしくは2級土木施工管理技士、または1級または2級建設機械施工技士の資格を持っているということになっておりまして、最後に4つ目ですが、これは××及び××管内に主たる営業所(本店)があることとなっております。この添付してあります入札参加資格につきましては、別紙のほうの入札公告、それから入札説明書にはさらに詳しく書いてございまして、この4つが主なものとなっております。

続きまして、入札参加資格設定の経緯及び理由でございますけれども、格付け等級につきましては、予定価格が2,037万円であることから、茨城県建設工事入札参加業者格付け基準に基づきまして、B等級に設定をいたしております。工事実績につきましては、本工事は技術難易度が高くないため、多くの業者が参加できるよう、国、地方公共団体が発注した土木一式工事の施工実績があることとしております。地域要件につきましては、一般競争入札実施要領に定められました県内を5つのブロックに分け

る考えにより設定しております。応札可能業者数は52者となっております。入札参加資格確認申請者数は5者となっております。入札参加資格確認の結果、5者とも資格ありとなっております。契約金額につきましては、1,728万3,000円となっております。入札の経緯及び結果としましては、入札参加者は3者が辞退をしたため、2者となっております。落札者につきましては、××でございます。予定価格は1,940万円、入札金額は1,646万円でございます。落札率が84.8%となっております。

この後ろに添付資料がございますので、これについて説明させていただきますと、2ページが先ほどの工事概要書です。3ページから8ページにつきましては、この予定価格算出の積算の内訳ということでございます。それから先ほど言いましたが、9ページから12ページまでが電子入札を行っておりますので、その入札公告の資料でございます。この中に競争参加資格等が細かくさらにうたっております。その後が入札説明資料が13ページから21ページまでということで、これは参加資格の入札の説明ということで、同じく電子入札の場合の資料でございます。それから22ページなんですけど、これにつきましては、入札の書取書となっております。それから23ページは契約の内容の公表の資料でございます。こういう形で公表しています。それから24ページは変更契約の内容の資料ということでございます。それから25ページが工事の成績の評点結果表ということで、評点としましては、72.4点ということになっています。

続きまして26ページが当時の現場の位置図でございます。××の、赤い丸がついていますところが、工事の現場でございます。この右上のほうが畑の整備をする区域という形になっております。それから27ページは検査図面ということで、平面図、それから標準断面図が添付しております。最後になりますけれども、写真ということで、工事前、着工前と着工後、完成のときの写真がありまして、着工前はこういう形で、雑木とか竹等が生えておりましたが、完成後は伐採してこういう流末排水路を設置しているというような工事でございます。以上で私のほうの説明は終わらせていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。委員の皆さんからご質問等ありますか。

○委員 実際に入札参加者は2者ということで、競争入札としては少なめなわけですが、5者が入札しようかと、その中で3者も辞退が出ているということの理由と工事内容との何か因果関係とか、そういったものは考えられますか。

○説明者 これにつきましては、5者のうち3者が辞退ということで、開札日が11月6日なんですけれども、それまでに3者のほうから当該工事の配置予定技術者が他工事の配置予定技術者になったということで、競争参加資格確認申請の入札参加申込書取り下げ書が提出されておまして、入札を辞退ということで、ほかの工事のほうを受注したので、取り下げとなっております。そういうことで2者となったということだと思います。

○委員 それは管轄は別のところなんですか。

○説明者 工事につきましては、私どもの××の工事が2件です。もう1件は××事務所のほうの工事が1件となっております。

○委員 結果的に××から他にも複数の工事が出ていて、3者が取られているという意味ですか。

○説明者 はい。そうです。

○委員 それはまた別の時期というか、どのくらいほかの2件とは時期が離れているんでしょうか。

○説明者 少し2件のほうが早いということで、確か少し早い入札になっております。2件が。

○委員 そうするとこの技術者を配置というのが、専任で配置ということですね。

○説明者 そうです。

○委員 それを付ける時点でだいたい1者ずつ少なくなっていくということは想定はできるということですか。

○説明者 そうですね。時期的なもので先に開札したものから、そちらに配置されますので、後のほうは少し少なくなるということは考えられます。

○委員 これをもう少し入札者が多くなるような工夫って何か考えられますか。

○説明者 これは時期的なものも少しはあると思いますので、工期内で当然完了するというような形で時期はいろいろ調整してこの時期に決まったんですが、もう少し早くするとか、そういうことをすれば少し違うかなという感じはあるんですが、いろいろ調整した中でやっていますので、この時期になってしまったということだと思っています。

○委員 ほかの工事を落札した方たちが辞退したということなんですかけれども、そちらの金額というのはこの金額よりも高い金額の工事を落札したということなんですか。それとも同等の金額なんですか。

○説明者 2件のうち1件は××の分なんですが、やはり2,000万円が予定金額で落札が1,694万7,000円という形になっております。だいたいほぼ同じです。もう1つの××

のほうなんです、これは少し小さいんですが、予定が1,396万5,000円で落札が1,284万円ですから、少し金額は低いという形になります。

○委員 そうですか。参加者がそんなには多くなかったということですね。先ほど、土木の工事って億単位のものがあるって、金額が少ないのがどうしてなんですか。技術者の確保で金額が多いほうにどうしても参加が流れていくという動向があるんですが、お話に出て、ほかの案件なんですけれども、出ていたので、金額でも小さい金額から入札制度をやったほうがもしかして参加者が増えるとか、そういうことではないですね。

○説明者 やる時期がBランクということなので、1,000万円から3,000万円、その会社がほとんどなので、その範囲内では動くと思うんですが。会社はやはり1つの××のは6者です。もう1つの××のところは2者ということで、こちらがやはり少ない。

○委員 難易度が高くないので多くの業者が参加できるという配慮をしているにもかかわらず、非常に少ないということですが、要するに業者側の体力の問題、体力が低下している、つまり監督者がそんなに多く動けないという厳しい経営状況だからということなのか、何か時期ということだけではなくて、考えられるものはありますか。

○説明者 このことについてはあまりはっきりしたことが言えるわけではないんですが、一つ確かに発注時期が遅れたということと、あとは発注時の予定技術者が不足をしている、ランクの会社によっては非常に少ないというようなこともあるのかなとは思いますが、ちょっとはっきりしたところまでは分からない状況ですけれども。その辺は影響しているということは確かに発注時期が遅いのと、会社によっては予定技術者が少ないということが言えるのかなとは思いますが。あとこれ一般競争ですので、本当に会社のほうで自分の得意な工事というか、やりやすい工事は考えると思いますが、工種的にも河川の部分で伐採とかありますので、ちょっと普通の工事とは若干違ったので、その辺があるのかなとは思いますが。工種によっては入るところと入らないところがあるのかなと思います。

○委員 今は参加資格のエリアがルールとしてはもうちょっと広げているんですね。

○説明者 ××の管内と××の管内、10市町ということでやっております。

○委員 より最近の今年度の傾向としてはどうですか。それでルールを変えて、今年度の入札参加者の傾向としては、もうちょっと増えているとか、なんとなく一般的に言えることはありますか。

○説明者 数的にはいろいろですが、やはり多いのは13者くらい応札していますけれども、5、6者くらいが結構多くなっています。あとはその前後で、平均的にいうとやはり

7、8者だと思います。

○委員 可能業者は52あるけれども、2しか出てこないのは、どうしたらいいかという話になってしまいますよね。

○議長 5者とも全部B。

○説明者 そうです。

○委員 見積もりを見ますと、工事の中の付帯工、いわゆる樹木の伐採の部分、かなりの金額になっていますよね。例えばエリアが決まればだいたいどのくらいの量を伐採してそれを処分するとどのくらいするという見積もりがだいたい出てきて、それはかなり正確に出るはずですけども、後で変更があったというのは、何か特別なものがございますか。変更の表がありますよね。それは伐採処分金額ですよ。この辺り、廃ビニールは固いですけども、竹処分、具体的にはどんな変更があったためにこの数値が増えるという、金額が。

○説明者 今、話しがありましたように、一つは大きな廃ビニールということで、当初こういう形で木とか竹があったので、それだけだということで判断していた部分があったのですが、切ってみたら下のほうにビニールなんです、廃材になったものがかかり入っていた。

○委員 ごみが。

○説明者 ごみみたいな形ですね。これについてはその工事の中でやらざるを得ないということで、その分は変更になったということが一つあります。あとは、木につきましても、1.5ヘクタールということで、事前に調査はしておりますけれども、実際に工事をしますと、当初考えていた密度とか太さとか、それがやはりやってみると、もっと密なところもあったり薄いところもあったりということもあって、竹と木が少しずつ数量が増減したりしたということもあります。あとは先ほど言いましたビニール、これは当初予定してなかったですから、それが出てきたものですから、その分、77万円くらい増額となったということがございます。

○委員 そちらの分の変更ですね。了解しました。その辺りは契約に追加ということで了解したと。

○説明者 それはそういうことで変更をしています。

○議長 ご意見は何かございますか。なければ本審議事案につきましては、適正に行われたものと認めてよろしいでしょうか。ではご苦労さまでした。本審議事案は適正に行

われたものとしします。

道路舗装工事

○議長 それではあと10番の××。では審議案件の10番について審議したいと思いますので、××のほうから10番の案件についてご説明をお願いします。

○説明者 ××の××でございます。本工事の入札及び契約の運用状況につきまして、私のほうからご説明させていただきます。審議事案説明書のほうを、1ページ目についてご説明をさせていただきます。

まず、はじめに工事の概要でございます。説明書の上のほうに書いておりますけれども、工事名称、××、ほか6件合併の道路舗装工事でございます。工事種別は舗装工事となっております。工事場所は私どもの名称でございますけれども、××と呼んでおりますけれども、××で、××地内でございます。工期は平成24年の9月27日から平成25年の3月15日まで170日間と予定をいたしました。工事の概要でございますが、道路舗装工事で、延長が929メートル、面積が7,669平米、内訳といたしましては、××が舗装工、これは表層と基層、2層併せた面積でございますが、4,080平米、××が表層のみの施工となります、舗装で2,630平米、××ほか表層のみの舗装工で804平米、××が表層のみの舗装で155平米となっております。続きまして、入札参加資格についてご説明させていただきます。

本工事の予定金額は、税抜きで6,500万円でございます。この金額単位の工事につきましては、一般競争入札という方法によって発注することになってございます。本工事におきましては、××管内に本店があり、かつ特定建設業の許可を有しております。舗装工事の格付けがA等級ということでございます。また国、地方公共団体、または公団等が発注した茨城県内における工事として、平成14年度から平成23年度の期間に、元請けとして同種工事または類似工事を施工した実績があること。この場合におきまして、同種工事としましては、××の道路（街路）舗装工事、類似工事といたしましては、××以外の道路（街路）舗装工事といたしました。加えまして、配置技術者でございますが、主任技術者は1級土木施工管理技士の資格を有する者、また監理技術者にあつては、監理技術者資格者証、及び監理技術者講習修了証を有する者を専任で配置できるという条件を付けまして、公告を行いました。

次に入札参加資格の設定経緯等についてご説明をいたします。××地内の道路舗装工事におきましては、街区境界、街並み、土地と道路の境界です、これが一般のものよりも（聞き取り不能）がしてしまいますので、宅地の面積に大きく影響しますので、高い精度が要求されます。このため、舗装工事の格付けがA等級かつ舗装工事の実績を有することという条件を付けさせていただきました。また、当該工事には高い品質が求められるということから、入札方式といたしまして、企業の施工実績、配置技術者の技術力、これらの価格以外の要素を評価して総合評価方式ということで、採用したところでございます。

これらの参加条件の参加資格は、私どもの事務所の中では本店のある企業数は21者

ございました。この地域要件の設定としましては、資格者数が相当数が確保されていること、それから管内に精通をしていること、それから地元建設業の育成ということで、これが適正だろうということで判断し、発注をしたわけでございます。以上の条件によりまして公告を行いまして、平成24年9月26日入札を実施いたしました。入札結果につきましては、事案説明書の後のほうですけれども、23ページに入札書取書を添付してございます。23ページでございます。入札参加者数は4者でございました。落札したのは××、落札金額は税抜きで5,610万円ということでございました。

設計変更のほうですけれども、本工事は2度の変更契約を実施しております。1回目は工期の変更でございました。工事の区間内に上水道管、それからガス管等の埋設しておりまして、その上水道、ガス管の工事が予定よりもちょっと遅れてしまったということから、工期を10日間ほど延長したものでございます。それと2回目でございますが、高さを含めまして暫定計としてあった交差点の、今回は最終形にするという工事でございましたので、その隅切り等の高さにちょっと齟齬がありましたので、その部分を変更して直したということでございます。現在工事は無事に完了しておりますのでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 委員の皆さんからご質問。

○委員 質問なんですけれども、競争参加資格の中に、対象工事に係る扱い、(10)は、「対象工事に係る設計業務等の受託者または受託者資本もしくは人事面において関連がある者でないこと」ということなんですけれども、これはどういった趣旨で。

○説明者 これはコンサルタント会社、設計会社、それと工事をする会社、それが株式等でつながっていると、設計の内容についても分かってしまうというような状況が起こるわけです。そうすると、工事が出る前からもう自分のところで準備ができるというようなことがありますので、情報が筒抜けになっていて、もう積算も何からどんなふうに施工しようかと分かっている会社は駄目ですと。

○委員 参加しようとする人の公平性を保つためにということですか。

○説明者 そういうことです。

○委員 このケースに限ったことではないんですけれども、今回のこの一連の審議で全体的に入札の参加者が少ないという印象が全体的にあるんですけれども、このケースの場合も21者で可能性があるんだけど、4者ということについては、何かコメント、評価されることありますか。

○説明者 原因ではっきりこれだというのは分からないので、あくまでも推察ということになるんですが、やはり最近競争がかえって激しくて、こういう比較的期間が短くて

割と金額の張るような工事、そういうときには競争がかえって激しくて、遠くまで、これも86%というような工事になっているんですけど、遠くまで行って安くやろうというのはあまりないんじゃないかと、私は考えているところなんです。近場で目の前だから人の輸送も機械の輸送も、そういう運搬だとか仮設だとかいろんなものがかからない、目の前の仕事だからこれならできるだろうと考えているのではないかと。あくまでもこれは推察なんです。ほかの工事にしても昔と比べれば利幅が少なくなってきているという声も聞こえてきてはいますので、そういうところでわざわざ遠くまで行ってよりは近場でと考えているのではないかという気はしていますけれども。これはちょっと会社の経営者のほうに直接聞いてみないとはいっきりこうだというのは分からないんですが、私どもではそうなのかなと考えています。全体としてそういうような傾向になっていますので。

○委員 そうすると、新しい今のルールではエリアを広げたりということをやっているわけですけども、そうやってもあまり状況は変わらないというか、競争性が高まるということにはつながっていかないんじゃないかと。

○説明者 そういうふうな感じは受けています。ただ、参加できる会社の数というのはだいぶ増やしておりますので、やろうと思えばできるんだと思うんですけども、それよりは自分のそばにもう次があればそちらのほうがいいと、技術者を一人張り付けて遠くのをやってしまった場合に、今度は自分の膝元がいなくなってしまうらまずいと、そういうこともあるんじゃないかと。やはり建設工事の場合、専任技術者、専任するというような条件があるので、それである程度工事を選ばざるを得ないのかなというふうに感じますけれども。ここに一つありました、もう一つこちらが新しい次の工事がきっとある、工事の公表をしていますので、いつごろ次の工事が出ますとやっていますので、そういう中で自分の今の手持ち工事がいつまでかかって、次の工事がいつごろ出て、そういう計算をしているんだと思うんです。なるべく技術者が遊ばないような受注の仕方、それを経営者はやはり考えるんだと思うんですけども。その中で、どうしても今はどこか欲しいと、遊ばせておくよりは何かやりたいと思う人はちょっと遠くまで行くかもしれませんけれども、ここにあるのなら、ということかなと。これはあくまでも推察です。

○委員 それでも落札率は下がっているわけですね。競争がないわけではないんですけども。

○説明者 そうなんです。やはり企業としてはどれだけ利潤を上げるかというところになってくると思いますので。

○委員 遠くに行くコストがかかってしまうと。

○説明者 そうですね。もっと大きな、例えば県内全部でやるような競争入札とか、そう

いう金額がもっと大きくなればそれなりにそこに大きな、例えば宿舎も持ってということもできますけれども、1億円未満の工事、事務所発注の場合は1億円未満ということですので、そういうところまではできませんし、そういう経費関係だと思いません。直接工事費、実際にかかる工事というのはそれほどどこも変わらないと思いますし、そういう経費関係で私どもが積算している経費と、じゃあ自分が本当にやったときの経費と、そういうものの見比べになるのではないかと思いますけれども。私どもはあくまでも標準積算ということですので、ある程度余裕を持った部分というのも積算の中にありますので、その部分を値引きというんですか、あくまでも標準で考えていますので。

○議長 そのほか。先ほども話していたんですけれども、これは××は5,610万円で××が5,615万円で5万円しか差がないですけれども、かなり切迫して入札してしまうものなんでしょうか。

○説明者 そうですね、予定価格自体も公表しておりますので。それからじゃあどのくらいまで自分のところなら努力できるんだという金額で入札をしてみたいと思いますので、そんなところでだいたい下のところというのはどこの会社さんもだいたい掴んでらっしゃるんだとは思っています。

○議長 総合評価みたいな考え方なんですか。

○説明者 そうですね。要は総合評価で差が出てくるのは会社の評価点のほうで、1点違いますと約1%金額、もともと総合評価は100点与えますと、そのほかにあなたの会社はこういうことをやりました、ああいうことをやりましたということで、ここの発注の場合は13点ということですかね、13点ほかの人よりも優れていれば満点なら13点あげますという配点の中で会社で1点違うとだいたい1%、そうすると6,500万円の工事ですから、1点取るためには65万円おまけをしないとイケない。そんな中でのやり取りです。ですから、会社として、私どもの評価として優秀な会社であれば、いっぱい、いっぱいぎりぎりの、なんとか儲けが出るところの線で入札をすれば取れると。ほかの会社さんはもっとあまり点数のよくない業者さんであればその下まで入れないといけなくて、そうすると儲かりませんということで、どうしても離れていくか、下に入れる、もっと高いところに入れてくれるか、そのぎりぎりのところに入れてみましょうということになるんだと思うんですけれども。

○委員 総合評価の入札の、競争入札で、私もこういう形で取ってほしいと思うんですけれども、今話をちょっと過大に見ると、総合評価をやることによって業者数が減る可能性はあると考えておられるんですか。

○説明者 いや、実際にそれは分からないですけれども、こうだとは。ただ、やはり最初から諦めてしまう会社というのものもあるんじゃないかという気はします。総合評価をや

ることによって、今まで実績もある会社というのは自信があるわけです。ところが、新しく入ってきた会社で、総合評価であまり点数いいのをもらえないということになると、じゃあどうするんだ、あとは無理無理でも入れて実績を作っていくとか、そういうところがどうしても必要になってくるんだと思うんです。そうすると、総合評価でもうこれは無理だと思ったところは、別な機会にという判断はするかもしれないです。

○委員 手続き上の煩雑さというのは、皆さん慣れてくればいいですけども。ただ、今のような形で、これから育つべきところがだんだんしぼんでいくのは、ちょっと残念ではありますけれども。今回これで特に問題ありませんが、そこら辺もいろいろと検討していく必要があるかなというか。

○議長 ほかに何かご質問等は。特にご意見がないということであれば、この審議事案につきましては、適正に行われたということで終了したいと思います。

○説明者 どうもありがとうございました。

河川除草工事

○議長 続きまして11番目の審議案件。11番目のところ、××のほうから。

○説明者 それでは××の××でございます。私のほうから工事の概要及び入札の経緯及び結果等についてご説明させていただきます。まず資料の1ページのほうの審議事案説明書のほうをご確認願いたいと思います。

入札方式でございますが、この案件につきましては、1,000万円未満でございますので、指名競争入札となっております。工事名でございますが、××、河川除草工事でございます。工事種別は土木一式工事となっております。工事場所ですが、××でございます。工事概要といたしましては、河川除草工事L=3,100メートル、面積A=9万7,000平米でございます。

指名業者数は14者、こちらについては3分割の工事、分割発注になっておりますので、通常12者のところを14者指名してございます。指名業者選定の経緯及び理由でございますが、土木一式工事の格付け等級B及びCランク業者のうち、工事現場に近い業者等を14者選定しております。契約金でございますが、446万2,000円でございます。入札の経緯及び結果でございますが、入札参加者は11者、3件の分割発注のうち2件目でございますので、1者が前の工事を落札したことにより無効となっており、ほか2者が入札辞退となっております。落札者名は××、予定価格が税抜きで471万円、入札金額が税抜きで444万円、落札率が94.3%となっております。

続きまして2ページが工事起工概要書となっております。3ページが工事数量総括表、4ページが指名業者選定理由書でございます。先ほど申したように、地理的条件のほか、信用度及び技術者の状況及び技術的適正ということで、14者を指名してござ

います。続きまして6ページがその入札結果の書取書となっております。7ページが契約内容等の公表でございます。8ページが変更契約の内容の公表ということで、この工事は27万3,000円の増ということで、除草面積が6,300平米ほど増えてございます。変更の理由でございますが、良好な堤防の維持管理に努めるため、除草面積を増やすものでございます。続きまして9ページが工事成績評定通知書でございます。10～12ページが位置図及び図面及び写真となっております。以上簡単でございますが、ご説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

○委員 3件の分割発注となっているんですけども、3件一体として入札を行われたのは何か理由が。

○説明者 うちの管内、河川除草については、管内全域の河川を一括で同じ時期に発注しておりますので、実際河川を12工区に分けて発注しているんですけども、その中で当然河川は本格的な台風シーズンを前に、機会がある程度1カ月とか短い期間に刈らなければならないということもありまして、ボリューム等を勘案しまして、××は割とうちのほうでは大きい河川なんですけれども、3キロくらいを目安に工区分けして、同じブロック、旧市町村単位のブロックでそれをひとまとめにして競争入札をやっているということでもあります。あと、業者数も12工区になりますと、うちのほうで当時B、Cのランクの業者数が67者しかおりませんので、通常12工区やれば144者必要になってくるんですが、それをある程度まとめることによって適正な競争ができるような形になるのかなということで、ある程度同一市町村の中でまとめられるものはまとめてやるということでございます。

○委員 毎年同じやり方でやっている。

○説明者 そうですね。だいたい例年同じやり方でやっております。ただ、場合によって、どうしても条件が悪いところはなかなか取っていただけない等もありますので、少し中身的には変えている部分も年によってはあります。というのは、どうしても河川で（聞き取り不能）道路がなくて、河川の除草するにも集草が難しいとかいう条件のところが集まった河川は、誰もなかなか手をあげてくれないということもありますので、そういうのは周りの河川と少し分けあいながら、だんだん少しずつは変わっていると思います。全体的には同じでございますけれども。

○委員 業者からすればもう去年はこの値段だったから今年はこれくらいだなというのが、見えてしまうようなことになっているのか、ルーティンだから。

○説明者 予定価格は公表していますし、それとあと積算関係を今、すべて市販のものが

ありますので、もう面積、数量さえあれば、ほぼ予定価格に近い価格は業者さんで積算できますので、それは別に同じだからということにはならないと思うんですけども。

○委員 もう1個、最後の結果の評定が72と低いような気がするんですが、B、Cとか、そういうことと評定は相互関係があるのか。

○説明者 評定については、実際これは工事が除草工事ということで、あまり差がつかない、逆にいえば工事の場合全部Cで65点からスタートしますので、除草工事の場合、出来栄えといっても刈っただけの話なので、ほとんど差がつきませんので、それで72.6が低いかというと、全体の中では除草工事としては普通のレベル。ちなみにことしの6月から除草については点数を付けないということに、方針が変わって、そういう状況にもなっております。

○議長 除草に必要な有資格技術者というのは、何かありますか。

○説明者 いや、特にはないです。

○議長 距離が近いという。

○説明者 そうです。一番あるのは近接性で、だいたい河川近郊の業者が、毎年同じではないんですが、少しは入れ替わっていますけれども、基本的には近いところが落札している状況です。

○議長 ほかにご質問は。ご意見等ございませんでしたら、この案件につきましては、適正に行われたということで終了したいと思います。ありがとうございました。

○説明者 ありがとうございました。

(以下、議題のその他は省略。)